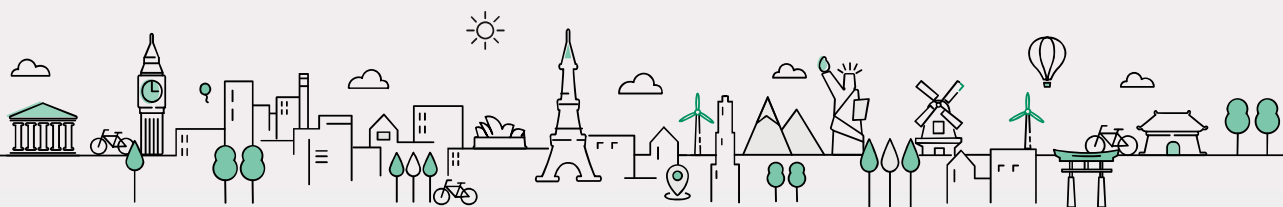


責任ある企業行動指針

2020 年 5 月

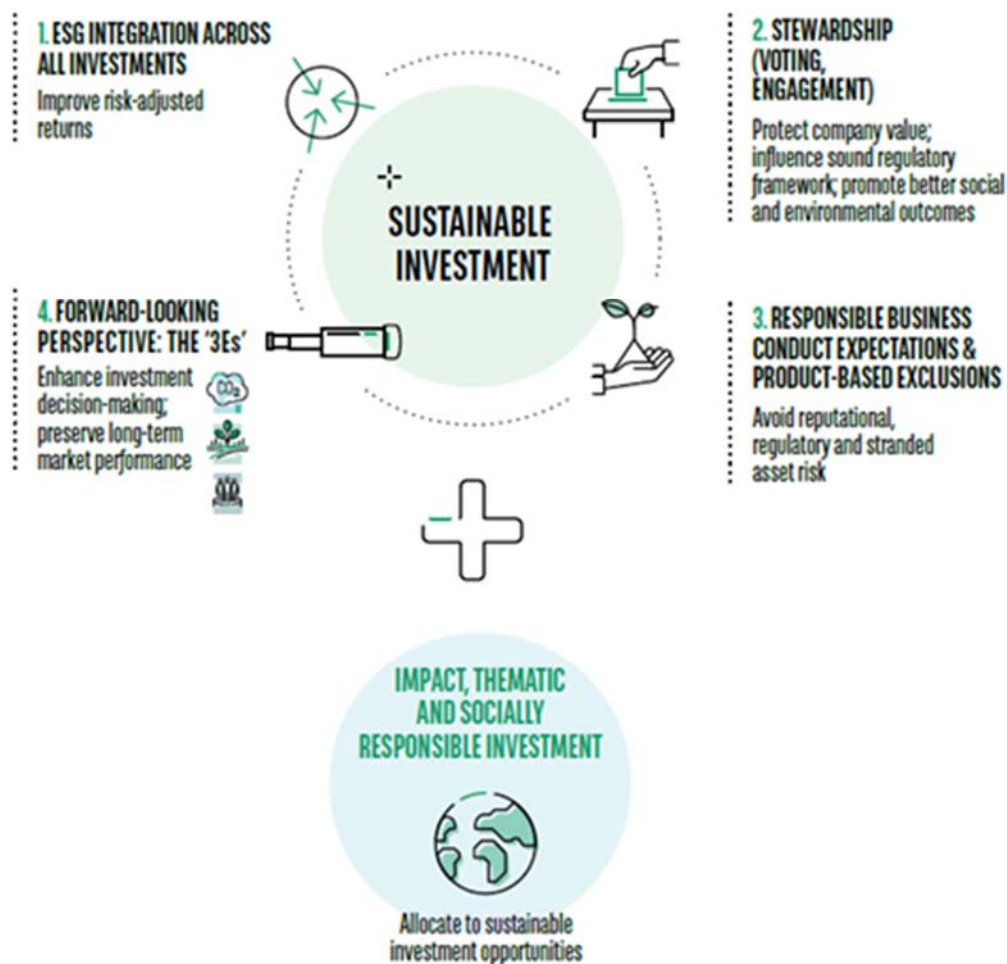


BNP PARIBAS
ASSET MANAGEMENT

The asset manager
for a changing
world

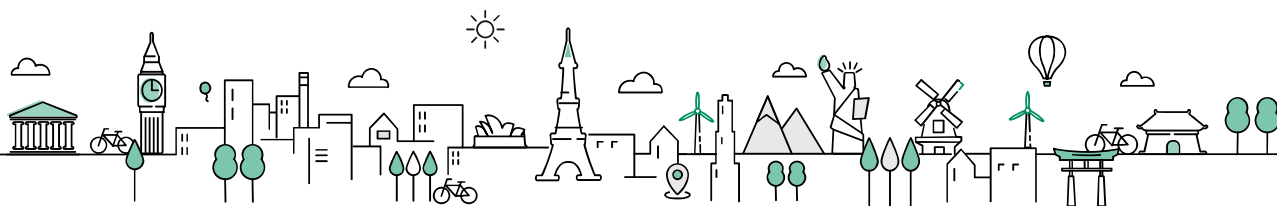
急速に変化する世界において、私たちは、お客様のために長期的にサステナブル投資収益を達成することに注力しています。これに沿って、私たちは投資戦略全般においてサステナブル投資アプローチを採用することにコミットしており、これが、お客様と経済全体の利益につながると考えています。BNP パリバ・アセットマネジメント（BNPP AM）では、サステナブル投資には 4 つの構成要素が含まれると定義し、その全てを活用します。その構成要素の 1 つが、責任ある企業行動指針と商品ベースの除外規定です。

BNPP AM - サステナブル投資アプローチ



サステナブルな慣行は、私たち自身だけでなく投資先企業にとっても良いものと考えているので、お客様の最善の長期的利益のために行動する受託者責任に合致していると考えます。私たちは責任ある企業行動指針基準を投資基準とスチュワードシップ活動に組み込むことにコミットしています。

当指針は、BNPP AM が 2006 年の国連責任投資原則（PRI）を順守していることや、BNP パリバ・グループが企業の社会的責任と持続可能な開発にコミットしていることと合致しています。



1. すべての投資に対して責任ある企業行動要件を導入

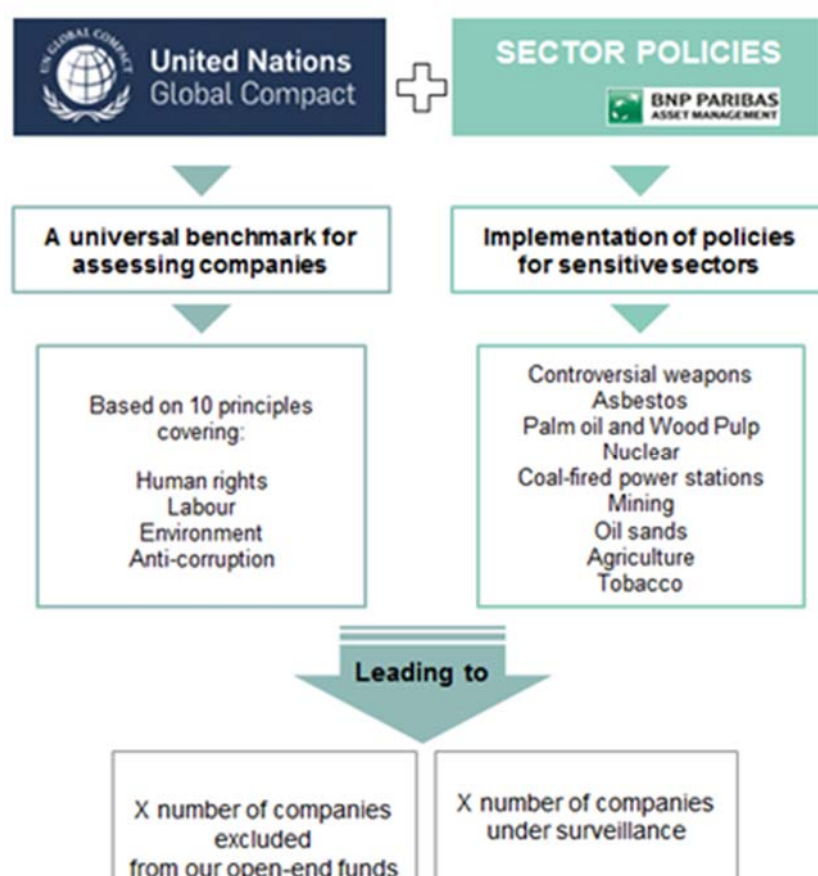
私たちは、責任ある企業行動指針が投資先企業の価値や評価に影響すると認識しています。国連グローバル・コンパクト原則と OECD 多国籍企業行動指針に従って、どこで事業を行おうとも、企業が人権や労働の権利に関して基本的な義務を果たし、環境を保護し、腐敗防止のセーフガードを確保するよう求めています。これらは、人権、労働基準、環境管理および腐敗防止の分野の国際協定に基づいて、世界的に認められ、どの産業セクターにも適用できる共通の枠組みです。私たちは、基準を満たしていない企業へのエンゲージメントや、違反企業の除外を目指しています。

私たちには、特定のセクターに投資する際の条件を定めたり、スクリーニング要件やスチュワードシップ活動につながる一連のセクター方針があり、関連する国際協定や規制（責任ある農業サプライチェーンや紛争鉱物などの要注意セクターに対して OECD が提供している補足基準を含む）、BNP パリバ・グループの CSR 方針、および自主的な業界基準に基づいています。各セクターにおいて、私たちは投資する上で発行体が満たさなければならないセクターに必須の責任ある企業行動指針要件を重要視しています。私たちがこれを行う理由は、問題となっている活動が適切に行われないと、深刻な社会的・環境的損害（パーム油など）が生じる可能性があるからです。強制的基準に加えて、企業が順守することを奨励する追加基準も考案しました。後者は、さらなる分析と企業との対話のための優れた枠組みを提供しています。

特定のセクターや活動（たばこ、石炭、問題性兵器、アスベスト）に関しては、国際規範に違反している、もしくは社会・環境に看過できない損害を与えているとみなし、それを相殺するようなメリットもないことから、投資除外することにコミットするという方針があります。これらは通常、エンゲージメントがあまり意味をなさないセクターです。

責任ある企業行動指針は、風評リスク、規制リスク、および座礁資産リスクを回避するために役立つ、強力なリスク管理ツールとみなされるものです。

BNPP AM の責任ある企業行動と商品ベースのソリューション・アプローチ



2. 責任ある企業行動指針導入の原則

BNPP AM によって運用または委託されるすべてのオープンエンド型ファンドに対して、責任ある企業行動指針を一貫して¹適用することにコミットしていますが、関連する除外銘柄が、現時点ですべてのお客様のマンドートに適用されるわけではありません。2020 年までに、これが新たなマンドートへのデフォルト要件になるほか、既存のお客様に働きかけて、既存のマンドートに当指針を適用するように承認を求めています。

BNPP AM や BNP パリバ・グループの管理下でない提携企業に対しては、この戦略を採用し、責任ある企業行動指針を部分的にでも導入するように求めます。提携先や外部のマネジャーをオープンエンド型ファンドで採用する場合、サステナブル投資哲学に沿って、当指針を組み込むことを求めます。

責任ある企業行動指針を適用する際は、発行体の環境、社会、ガバナンスの慣行に関連することから、発行体特有の状況を考慮します。BNPP AM は発行体や第三者の調査会社から収集したデータをもとに判断し、情報収集のために最善を尽くしますが、収集した情報の質、精度、適時性によります。

私たちはお客様の最大の利益のために当指針を導入し、BNP パリバ・グループおよびその子会社や提携企業から独立して実行するよう努めています。

責任ある企業行動指針は BNPP AM のウェブサイトで公開していますが、ESG 基準と市場慣行の変化を反映するために定期的に見直しを行います。

3. 責任ある企業行動指針要件を投資とどのように統合するか

責任ある企業行動基準を私たちの投資プロセスに導入する際は、下記の原則が前提となります。

1. 投資ユニバースは、国連グローバル・コンパクト原則や OECD 多国籍企業行動指針、問題性セクターや製品に適用される必須要件に違反する可能性がある発行体を特定するために、定期的にスクリーニングを行います。
2. この調査は、内部分析と外部の専門家から提供された情報に基づいてサステナビリティ・センターで、BNP パリバ・グループの CSR チームと協議して行われます。
3. このプロセスの結果、BNPP AM は下記の 2 つのリストを作成し、保存しています。
 - 国連グローバル・コンパクト原則、問題のあるセクターや製品に関する必須要件に対して重大かつ繰り返し違反が見られる発行体の**除外リスト**
 - ESG 基準に違反するリスクのある発行体と改善を促すためのエンゲージメントを行っている発行体の**監視リスト**
4. 除外リストと監視リストは、最高投資責任者（CIO）から投資チームに定期的に通知されます。通知された時点で、投資チームは除外企業に対して新規投資ができなくなります。既存の投資については、市場の状況に応じて関連するポートフォリオから売却する必要があり、期限は CIO による通知から 3 カ月以内となります。
5. 除外リストは、インデックスを複製するポートフォリオ（例、ETF やインデックス・ファンド）を除いて、BNPP AM の関係会社が運用するすべてのオープンエンド型ファンドに適用されます。完全な複製または最適化した現物ポートフォリオによる複製の場合は、除外ルールが適用されるシンセティックな複製の場合と異なり、除外リストは適用されません。アクティブ運用のポートフォリオでも、除外することでベンチマークに対して著しいマーケット・リスクが生じる場合は、例外として認められることがあります。
6. 償還期日が決まっているバイ・アンド・ホールド戦略等の場合は、ポートフォリオ構築時に有効な企業行動指針を適用します。このような戦略で保有している銘柄がポートフォリオ構築後（投資後）に除外リストに追加された場合には、ポートフォリオの目的や特性を踏まえ、当該銘柄は指針の対象外（売却やダイベストを課さない）となります。これは、クライアントが投資を決定した際のポートフォリオの目標利回りや会計上の影響を考慮するためです。

¹ 技術的・法的な制約下において

7. 除外リストは、前述の企業が発行するすべての種類の証券（株式、債券、転換社債等）と、関連金融会社が発行する債券に適用されます。また、このような証券を原証券として第三者が発行したパフォーマンス連動債券やデリバティブにも適用されます。これらの制約は発行市場や流通市場での取引のほか、OTC 商品にも適用されます。
8. 取引前と取引後のコンプライアンス・チェックは、投資コンプライアンス・チームが実施し、すべての関連ポートフォリオで除外リストが適用されていることを確認します。
9. 法律上および技術的な制約を順守した上で、ESG 基準は下記に適用されます。
 - 分離勘定およびマンドート（必要に応じて顧客への通知とその承認を得る）
 - 外部のアセットマネジャーに委託されたファンド（関連する投資運用契約や投資ガイドラインの改定による）
 - ファンドオブファンズに含まれる外部のアセットマネジャーの評価や購入銘柄リスト

4. 責任投資原則（PRI、WWW.UNPRI.ORG）

BNPP AM は、2006 年の責任投資原則に署名した当初署名機関の一社です。

PRI は責任投資において世界を牽引するものです。環境、社会、ガバナンス（ESG）要因が投資に及ぼす影響を理解し、ESG 要因を投資意思決定に統合する際に、署名した投資家による世界的なネットワークを支援するために機能します。PRI は、その署名機関や金融市場、それらが活動する経済、また最終的には環境や社会全体の長期的な利益に資するものです。

PRI は独立したものです。投資家が責任投資を利用してリターンを高め、リスクを適切に管理することを奨励しますが、それ自体の利益のために行動するわけではありません。世界の政策当局と連携していますが、どの政府とも関係はありません。国連が支援していますが、国連の一部ではありません。

責任投資の 6 つの原則は、ESG 問題を投資活動に組み込むために考えられる行動メニューを提供する、自発的で意欲的な投資原則をまとめたものです。

本原則は、投資家のために投資家によって策定されました。2018 年末時点で、50 か国を超える 2,300 近くもの署名機関に支持され、その運用資産総額は 95 兆米ドルを超えます。

- **原則 1：**私たちは、投資分析と意思決定のプロセスに ESG 課題を組み込みます。
- **原則 2：**私たちは活動的な所有者となり、所有方針と所有習慣に ESG 問題を組み込みます。
- **原則 3：**私たちは、投資対象の企業に対して ESG 課題についての適切な開示を求めます。
- **原則 4：**私たちは、資産運用業界において本原則が受け入れられ、実行に移されるよう働きかけを行います。
- **原則 5：**私たちは、本原則を実行する際の効果を高めるために、協働します。
- **原則 6：**私たちは、本原則の実行に関する活動状況や進捗状況に関して報告します。

5. 規範に基づくスクリーニング：国連グローバル・コンパクト（WWW.UNGLOBALCOMPACT.ORG）

国連グローバル・コンパクトは、人権、労働、環境、腐敗防止の分野における普遍的な原則を「受け入れ、促進し、順守する」ことを目的とする世界最大の企業サステナビリティのイニシアチブです。

これらの 10 原則は、世界人権宣言、労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言、環境と開発に関するリオ宣言、および腐敗防止に関する国連条約に触発されたものです。

人権

- **原則 1:** 企業は、国際的に宣言されている人権の保護を支持、尊重すべきである
- **原則 2:** 自らが人権侵害に加担しないよう確保すべきである

労働基準

- **原則 3:** 企業は、結社の自由と団体交渉の実効的な承認を支持すべきである
- **原則 4:** あらゆる形態の強制労働の撤廃を支持すべきである
- **原則 5:** 児童労働の実効的な廃止を支持すべきである
- **原則 6:** 雇用と職業における差別の撤廃を支持すべきである

環境

- **原則 7:** 企業は、環境上の課題に対する予防原則的アプローチを支持すべきである
- **原則 8:** 環境に関するより大きな責任を率先して引き受けるべきである
- **原則 9:** 環境に優しい技術の開発と普及を奨励すべきである

腐敗防止

- **原則 10:** 企業は、強要と贈収賄を含むあらゆる形態の腐敗の防止に取り組むべきである

6. 規範に基づくスクリーニング：OECD 多国籍企業行動指針

([HTTP://MNEGUIDELINES.OECD.ORG/RESPONSIBLE-BUSINESS-CONDUCT-MATTERS.HTM](http://mneguidelines.oecd.org/responsible-business-conduct-matters.htm))

このガイドラインには8つの章があります。

I. 定義と原則

多国籍企業ガイドラインの最初の章は、それ以降の章のすべての推奨事項に組み込まれる概念や原則を示しています。これらの概念や原則（例、国内法に従うことが企業の最初の義務）は、当ガイドラインの骨格となるものであり、背景にある基本的な考えを強調しています。

II. 一般方針

この章は基調を定め、後続の章に共通する原則の枠組みを確立する一般の方針の形式で、企業に対する具体的な推奨事項を含む最初の章です。デューディリジェンスの実施、悪影響への対処、利害関係者との関わりなどの重要な規定を含みます。

III. 情報開示

企業についての明瞭で完全な情報は、さまざまな利用者にとって重要です。この章では、企業が業務を透明化し、ますます高まりつつある情報に対する人々の要求に対応することを求めています。

IV. 人権

企業は、国際的に認められた人権のほぼすべての領域で影響を与えることができます。したがって、その責任を果たすことが重要です。当ガイドラインのこの章は、国連の「保護、尊重、救済」という枠組みと、それを運用する「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、それらと整合したものとなっています。



V. 雇用および労使関係

国際労働機関（ILO）は、国際労働基準を設定および運用し、1998年の「労働における基本的原則および権利に関するILO宣言」で認められているように、労働における基本的権利を推進するための機関です。この章では、ILOが策定した国際労働基準を多国籍企業が順守することを推進する上での当ガイドラインの役割に焦点を当てています。

VI. 環境

環境の章では、多国籍企業が環境パフォーマンスを向上させ、内部管理の改善とより良い計画によって環境保護への貢献を最大化するための一連の推奨事項を示しており、「環境と開発に関するリオ宣言」と「アジェンダ21」の原則と目的を反映しています。

VII. 贈収賄の防止

贈収賄や汚職は、民主的制度と企業ガバナンスに損害を与えています。企業はこれらの慣行と闘う上で重要な役割を担っています。贈収賄をなくす闘いによって、OECDは国際ビジネスの公平性を維持するための世界的な取り組みを主導しています。当ガイドラインの推奨事項は、OECDがこの分野ですでに行った広範な業績に基づいています。

IX. 科学および技術

この章では、多国籍企業が国境を越えた技術移転で主要な役割を果たすことを認めています。ホスト国への技術移転と技術革新能力への貢献を促すことを目指しています。

X. 競争

この章では、多国籍企業の活動が反競争の効果を生む可能性のあるすべての管轄区域の競争法を考慮し、適用可能なすべての競争法や規制と整合的な方法で企業活動を行う重要性に焦点を当てています。企業は、国内市場および国際市場の効率的な運営を損なうような反競争的な合意を回避する必要があります。

XI. 租税

当ガイドラインは、租税に関する企業責任についての最初の国際的文書であり、租税に関する重要な一連の作業、特に「OECDモデル租税条約」と「先進国と開発途上国間の国連二重課税モデル条約」に貢献し、利用しています。この章では、基本的な租税に関する推奨事項について記述しています。

VIII. 消費者利益

当ガイドラインは、ビジネス、マーケティング、広告において公正な慣行を適用し、提供する製品の品質と信頼性を確保することを企業に求めています。この章は、OECD消費者政策委員会、金融市場委員会、国際商工会議所、国際標準化機構、国連を含むその他の国際組織の業績に基づいています。

● B.特定のセクターの ESG 基準スクリーニング

OECD 多国籍企業行動指針と国連グローバル・コンパクト原則に加えて、私たちには特定のセクターへの投資条件を定め、スクリーニング要件を導出する一連のセクター方針があります。これを行う理由は、問題のある活動が適切に実行されなかった場合、社会的または環境面で深刻な損害を引き起こす可能性があるためです。

特定のセクターや事業（たばこ、非在来型オイル・ガス、石炭、問題性兵器、アスベスト）に関しては、国際規範に違反している、もしくは社会や環境に看過できない損害を与えているとみなし、それを相殺するだけのメリットもないことから、投資除外するという方針を定めています。これらは一般的に、エンゲージメントがほとんど意味をなさないようなセクターです。

私たちのセクター方針は下記に及びます。

- パーム油と木材パルプ：私たちは、環境と社会の最低基準を満たす企業のみ投資することで、持続可能なパーム油と木材パルプの生産を促進することを目指しています。結果として、そのような最低基準（例、保護地域のパーム油や木材のプランテーションへの変更、もしくは児童労働や強制労働を行っていないこと）を順守しない企業には投資しません。
- 原子力：この方針は、原子力発電セクターの倫理的な問題に対処し、責任ある方法でビジネスを行うためのガイドラインを確立することを目的としています。適切な法的枠組みを持つ国で事業を行い、適切な技術を利用し、安全と健康監視体制と事故防止対策を十分に備えた企業に投資することを確実にすることが目的です。
- 農業：この方針は、環境、社会、ガバナンスに関する農業セクターでの主な問題に対処し、責任ある方法で事業を行うためのガイドラインを確立することを目的としています。
- 鉱業：山頂除去採掘方式を採用する企業や、ESG の基準や慣行が粗雑な企業には投資しないようにすることを目的としています。

ここからは、私たちが投資に適用する 2 つの基準（必須要件と推奨要件）の説明など、各方針の包括的な概要を示します。

- 必須要件は、まさに必須のものとして理解する必要があります。私たちが企業に投資するにあたり、例外なく満たされるべき要件です。
- 評価基準は、企業が必須要件を満たしていても私たちが投資しないと決定した場合に、さらなるコンテキスト分析や企業との対話に向けたフレームワークを提供します。

除外方針

石炭：私たちは、一般炭採掘事業と石炭からの発電事業に従事している企業に対して、非常に厳格な除外ポリシーを実施することにより、ポートフォリオをパリ協定の目標に合致させています。このポリシーは、BNPP AM オープンエンドのファンド全てに適用され、2020 年に実施されます（市場の状況とファンド特性等により、ポリシーがその後段階的に実施されることが必要になる場合があります）。また、機関投資家にご提供しているセパレート・アカウントやマンデートについても、お客様のご意向を確認した上で適用する予定です。

非在来型のオイルおよびガス：北極圏にあるシェールオイル、オイルサンド、オイルおよびガス資源の探査、生産、取引、および/またはパイプラインを使用した流通に深く関与する企業の除外および必須基準を導入することにより、ポートフォリオをパリ協定の目標に合致させています。2021 年 1 月までに、BNP パリバ・グループのポリシーは、BNPP AM の全てのオープンエンド型ファンドに適用されます。また、機関投資家にご提供しているセパレート・アカウントやマンデートについても、お客様のご意向を確認した上で適用する予定です。



たばこ：たばこ製造会社には投資を行いません。このポリシーは BNPP AM の全てのオープンエンド型ファンドに適用され、機関投資家にご提供しているセパレート・アカウントやマンデートについても、お客様のご意向を確認した上で適用する予定です。

- 問題性兵器：問題性兵器の生産、取引、保管に関与する企業には投資しません。これらには、クラスター弾薬と対人地雷、化学兵器と生物兵器、および核/劣化ウラン兵器が含まれます。これらの兵器のほとんどは国際条約で制限されており、一部の地域ではすでに投資が禁止されています。
- アスベスト：現在 50 か国以上で禁止されているアスベスト繊維の抽出または生産に関与する企業には投資しません。



パーム油

背景

アブラヤシプランテーションの開発は、地域コミュニティ、気候変動、生態系に悪影響を与える可能性があります。しかし、パーム油セクターに関する環境問題や社会問題は、主にパーム油の採油方法や精製方法に依存しています。確かに、責任あるパーム油はこれらの影響を抑制できます。一方で、パーム油生産は発展途上国にとって重要な収入源であり、何百万人もの人々の生計を支えています。また、世界中の国々の家庭での重要な栄養源にもなっています²。

パーム油セクターには責任あるプレイヤーとサステナビリティ慣行があり、グローバル金融機関として、BNPP AM はそれらがサポートされるべきであると確信しています。このようなアプローチによって、お客様と社会全体に長期的な利益をもたらすことができます。環境問題や社会問題に対処し、パーム油セクターが良い慣行へ段階的に移行していくために、いくつかのイニシアチブが開始されました。最も顕著なもののひとつは、「持続可能なパーム油のための円卓会議（RSPO）」です。

認証プロセスの一環として RSPO が定めた原則や基準に従うことで、パーム油会社は、透明性、適用される法律と規制の順守、ベストプラクティスの実行、環境責任、天然資源と生物多様性の保全、従業員やアブラヤシ生産者と採油工場の影響を受けた個人やコミュニティ、および新たな採油工場の開発に対して、責任ある配慮を約束します。RSPO のメンバーは通常、すべての事業活動を完全に認定するために期限付きの計画を持っています。

BNPP AM は、広範囲にわたるコンセンサスに基づいた複数の関係者へのアプローチを通じて、RSPO がパーム油セクター内でのサステナビリティ慣行の採択に大きく貢献し、現在も貢献していると考えています。BNP パリバも RSPO のメンバーです。

ますます多くの企業が、サプライチェーン全体に適用される「森林破壊ゼロ、泥炭地ゼロ、搾取ゼロ」へのコミットメントによって、さらに前進しています。BNP パリバは、こうしたコミットメントを全面的に支持し、パーム油セクターの他の関係者にベストプラクティスが普及することを推進しています。

BNP パリバは、「ソフト商品コンパクト」への参加者として、2020 年までにパーム油セクターによる森林破壊をネットゼロにすることを目標に、銀行業界の慣行を整合させることに取り組んでいます。

BNPP AM は、このセクターの新たな展開を検討し、それらを考慮してこの方針を修正する可能性があります。パーム油は持続可能な方法で生産できると考えられることから、本書に記載されている特定の条件下で、BNPP AM はパーム油セクターへの投資を続けます。

該当企業

この方針はパーム油バリューチェーンの川上または川下に直接関わる企業や、事業の大部分にパーム油が関わる企業に適用されます。

- 「川上」とは、パーム原油の生産（プランテーションや採油工場）に関するものです。
- 「川下」とは、パーム原油の精製や流通に関するものです。

バリューチェーンのさらに下流にある他の企業（パーム油デリバティブの開発業者や取引業者、またはパーム油を含む原料や製品の製造業者および小売業者）は、この方針の適用外です。この方針は新たなパーム油プロジェクト（プランテーションや採油工場）の開発にも適用されます。

パーム油の川上企業

必須要件

BNPP AM は、パーム油の川上企業（プランテーションや採油工場）に下記を求めています。

- RSPO のメンバーであること（もしくは RSPO のメンバーとなる期限付きの計画を持っていること）。
- 進捗状況をアップデートした情報を公開していること。
- 企業活動に対する RSPO のフル認証を取得するための期限付きの計画を持っていること。

² 例として、「パーム油セクターにおける持続可能性に関する主な問題点—複数の利害関係者との話し合いにおける討議資料」（2010年、世界銀行グループCheng Hai Teoh著）等を参照。

さらに、下記についてもパーム油の川上企業に求めています。

- 児童労働や強制労働を禁止する方針があること。
- パーム油セクターの主な労働問題（人身売買、最低賃金、最大労働時間、結社の自由と団体交渉の権利）に関して、契約、一時雇用、臨時雇用、出稼ぎを含むすべての労働者を対象とする人事方針があること。
- 労働者の健康や安全を守るための方針があり、それらの履歴（業務上の事故や死亡者など）を開示していること。
- 新たなアブラヤシのプランテーションを開発する前に、先住民や地域コミュニティから、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を得るための方針があること。
- 社内および社外の利害関係者の懸念を特定し、対処するための正式な苦情処理機能があること。
- 新たなアブラヤシのプランテーションを開発する前に、「高保護価値（HCV）」評価を行い、それによって特定された保護価値の高い地区を保護する方針があること。
- 新たなアブラヤシのプランテーション³を開発する前に、「高炭素貯蔵（HCS）」評価を行い、それによって特定された高炭素貯蔵林を保護する方針があること。
- 下記の地区では新たなアブラヤシのプランテーションを開発しないこと。
 - ユネスコ世界遺産
 - ラムサール条約のリストにある湿地
 - 絶滅ゼロ同盟の指定保護地域
 - 国際自然保護連合（IUCN）によるカテゴリⅠ～Ⅳの地域
- 温室効果ガス排出を最小限に抑えるための下記の方針があること
 - アブラヤシプランテーション開発における焼き払い作業の禁止
 - 泥炭地での新たなアブラヤシプランテーション開発の禁止
 - 泥炭地における既存のアブラヤシプランテーションの最善管理の実行
 - 合成肥料使用量を最小限に抑制
 - パーム油工場からの温室効果ガス排出の削減⁴
- 極めて特殊で例外的な状況を除き、WHO のクラス 1a または 1b に分類される農薬や、ストックホルム条約またはロッテルダム条約のリストにある農薬を使用しないこと。
- 農薬の使用を最小限に抑えるための方針があり、パラコートの使用を終了する期限付きの計画を持っていること。

生のアブラヤシ果房のサードパーティ・サプライヤーすべてがサステナビリティへのコミットメントとポリシーに準拠していることを確認するための期限付きの計画を定めるよう、BNPP AM はパーム油の川上企業に求めています。

BNPP AM はまた、パーム油の川上企業がサステナビリティへのコミットメントに関する情報公開を行い、独立した検証を受けるための期限付きの計画を持っていることを求めています。

BNPP AM はパーム油の川下企業（精製業者や流通業者）に下記を求めています。

- RSPO のメンバーであること（もしくは RSPO のメンバーとなる期限付きの計画を持っていること）。
- 進捗状況をアップデートした情報を公開していること。
- 企業活動に対する RSPO のフル認証を取得するための期限付きの計画を持っていること。

評価基準

BNPP AM は、下記の点でパーム油の川上企業（プランテーションと採油工場）を評価します。

- 生のアブラヤシ果房のサプライヤー（小規模農家の場合は同様の認証制度）が RSPO のフル認証を取得するための期限付きの計画を持っているか⁵。

³ 当指針の公表時点で、2016年11月に終了した収束プロセスに起因する高炭素貯蔵アプローチは、利用可能な最善の方法とみられます。

<http://highcarbonstock.org/agreement-on-unified-approach-to-implementing-no-deforestation-commitments/>

⁴ (i) パーム油工場廃液からのメタン回収の実行、(ii) より効率的なプロセスの実施および/または他のエネルギー源（例：繊維と殻などの残留物、パーム油工場廃液から回収されたメタン）の代替による化石燃料使用の削減を通じて。

⁵ RSPOによれば、小規模農家とは、「家族が大部分の労働力を提供し、農場が主な収入源を提供し、植えられたアブラヤシ面積が50ヘクタール未満であり、自給作物と並んでアブラヤシを栽培する農家」です。



- アブラヤシプランテーションの算出量を増やす方針があるか。
- 小規模農家と協力し、技術支援とトレーニングを通じて、良い農業慣行、算出量改善、RSPO 認証（または同様の認証制度）に取り組んでいるか。
- 森林伐採禁止へコミットするために、特にサプライチェーン全体を監視するために必要な手法や慣行を採用しているか。
- 法律で認められている場合、事業展開するすべての国の RSPO コンセプションマップを提出しているか。
- 管理する土地とその周辺における防火、監視、隠蔽を対象とした方針があるか。
- RSPO 苦情システムに寄せられた苦情や、そのような問題に対処するための措置を講じたかどうかを含めて、重要な問題に関する環境、社会、ガバナンス上の成果について、定期的かつ繰り返し批判されているか。

パーム油の川下企業

必須要件

BNP パリバはパーム油の川下企業（精製業者や流通業者）に下記を求めています。

- RSPO のメンバーであること（もしくは RSPO メンバーになる期限付きの計画を持っていること）。
- 進捗状況に関するアップデートした情報を公開していること。
- 企業活動に対する RSPO のフル認証を取得するための期限付きの計画を持っていること。

評価基準

さらに、BNPP AM は、下記の点でパーム油の川下企業（精製業者や流通業者）を評価します。

- RSPO 認証済みのパーム油だけを流通または精製するという期限付きの計画を持っているか。
- パーム油供給のトレーサビリティの改善に取り組んでいるか。
- パーム油サプライヤーが下記の基準に準拠していることを確認するための期限付きの計画を持っているか。
 - 高炭素貯蔵林で開発を行っていない。
 - 高保護価値区域で開発を行っていない。
 - 新たなプランテーションの開発で焼き払いを行っていない。
 - 泥炭地で開発を行っていない。
 - 児童労働や強制労働を利用していない。
 - 先住民や地域コミュニティの、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意を含む、土地所有権を尊重している。
 - すべての労働者を対象とする人事方針がある（人身売買の禁止、最低賃金支払い、最大労働時間、結社の自由と団体交渉権）。
- RSPO 苦情システムに寄せられた苦情や、そのような問題に対処するための措置を講じたかどうかを含めて、重要な問題に関する環境、社会、ガバナンス上の成果について、定期的かつ繰り返し批判されているか。

セクター用語集

当指針では下記の定義を適用しています。

ASEAN の焼却ゼロ政策：1997 年～1998 年に ASEAN を襲った土地・森林火災に対応して、ASEAN 諸国の環境相は 1999 年 4 月に開催した「第 6 回 ASEAN 煙霧（ヘイズ）閣僚会議」で、焼却ゼロ政策を採択し、域内のプランテーションによる適用を促進することで合意しました。この政策実行ガイドラインは、アブラヤシプランテーションの開発で焼却ゼロ技術を適用するにあたっての助言をプランテーション所有者、管理者、監督職員、請負業者に提供するために策定されました。（http://haze.asean.org/wpfb_dl=163）

自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）：コミュニティが所有、占有、または他の方法で使用している土地に影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトが提案された場合に、コミュニティが同意を与えるまたは留保する権利を持っているという原則⁶。

RSPO 原則と基準 7.5 によると下記のようになっています。「法的、慣習的又は使用の権利が存在することが明示できる場合、地域住民の土地における新たな作付けは、自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意なしで行われない。これについては、該当する利害関係者およびその他の利害関係者が自らを代表する組織を通じて意見を表明することを可能とする文書化システムを通じて処理される」。

温室効果ガス（GHG）の排出：パーム油セクターでは、温室効果ガスの排出は主に下記の要因によります。

⁶ <http://www.forestpeoples.org/guiding-principles/free-prior-and-informed-consent-fpic>

- 二酸化炭素（CO₂）排出につながる土地利用方法の転換（森林破壊、泥炭地排水、植生燃焼）やパーム油工場での化石燃料使用。
- CO₂ や亜酸化窒素（N₂O）の排出につながる合成肥料の生産、輸送、使用。
- メタン（CH₄）の排出につながるパーム油工場廃液中の有機物質の嫌気性分解。

高炭素貯蔵（HCS）林：高炭素貯蔵法の最初の作業は、2011 年にインドネシアとアフリカでの複数の利害関係者による現場ベースの研究を通じて開始されました。その目的は、保全されるべき森林と、劣化した開発可能な土地を特定することでした。HCS 林は、下記の植生層の特性により、高、中、低密度、および若い再生林として識別されます。

- 高密度林：原生条件に近い高度な二次林の残存林。
- 中密度林：残存林であるが、高密度林よりも荒されている。
- 低密度林：残存林であると思われるものの、大きく荒されており、回復途上にある。
- 若い再生林：ほぼ若く再生中の森林だが、以前に森林だった箇所が散見される。
- 低木地帯：最近開墾され、いくらかの樹木が再植され、土地が草などで覆われている。
- 開墾地/空閑地：直近に開墾されて草原か農地となっており、農作物でない樹木がほとんどない土地。
- 低木地帯と開墾地/空閑地の区域は開発可能。

高保護価値（HCV）地域：保護価値が高いとして維持または強化する必要のある 1 つ以上の地域は、下記のように定義されます⁷。

- 世界レベル、地域レベル、もしくは国レベルで重要な固有種、希少種、絶滅危惧種または絶滅寸前の種を含む生物多様性の集団（例、世界的に絶滅の危機にあるいくつかの鳥類の存在）。
- 世界レベル、地域レベル、もしくは国レベルで重要であり、自然による分布と豊富さのパターンが自然発生種の大部分を占めている成長可能な個体群を含む、大規模な地勢レベルの生態系と生態系モザイク（例、スマレコンゴウインコ、ジャガー、タテガミオオカミ、ジャイアントカワウソ、およびほとんどの小さな種の健全な個体群が生息するメソアメリカの浸水草原および抛水林の大部分）。
- 希少種、絶滅危惧種または絶滅寸前の生態系、生息地、もしくは退避地（例、地域的に珍しい淡水湿地のパッチなど）。集水域の保護や脆弱な土壌や斜面の侵食の制御など、危機的な状況にある基本的な生態系サービス（例：市街地の上の雪崩リスクのある急斜面の森林）。
- 地域コミュニティまたは先住民が基本的に必要なもの（生活、健康、栄養、水など）を満たすための場所や資源の基礎となる地域で、これらのコミュニティまたは先住民との関わりを通じて特定されるもの（例、最低生活水準にあるコミュニティの主要な狩猟エリア）。
- 世界または国の文化的、考古学的、歴史的な重要性、地域コミュニティもしくは先住民の伝統文化にとって重要な文化的、生態学的、経済的、宗教的/神聖な重要性のある場所、資源、生息地および景観で、地域コミュニティもしくは先住民との交流を通じて特定されたもの（例、森林管理区域内または新たな農業プランテーション内の神聖な埋葬地）。

生物多様性の保全の鍵になる重要な地域（KBA）：KBA は国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種レッドリスト、バードライフ・インターナショナルの重要野鳥生息地（IBA）、プラントライフ・インターナショナルの重要植生地域（IPA）、絶滅ゼロ同盟（AZE）の指定保護地域からの情報を取り入れています。KBA は、現地の利害関係者が 2 つの世界的な標準的基準（代替不能度と脆弱性）を用いることによって、国家レベル・地方レベル・地域レベルで特定され、下記を含まなければならないません。

- 一種または複数種の世界的な絶滅危惧種。
- 世界的な保護地域またはその周辺地域に限定して生息する一種または複数種の固有種。
- 種が非常に集中して生息している地域（例えば、重要な滞在地、営巣地、保育・繁殖地域）。
- 特有の生息タイプと種の群集を示す世界的に重要な例。

詳細は、<http://www.biodiversitya-z.org/content/key-biodiversity-areas-kba> をご参照ください。

地域コミュニティ：パーム油プランテーションへの転換を目的とする場所またはその近くに住み、そのような開発によって悪影響を受ける可能性のある人々。

パラコート：パラコートは極めて広範に使用されている除草剤の商品名。即効性があり非選択的で、接触した緑葉植物の組織を破壊します。動物と人間に対する毒性があり、パーキンソン病の発症に関係しています。米国では、パラコートは「使用制限」に分類されており、認定散布者だけが使用できます。欧州連合では、2007 年以降は使用が禁止されています。

⁷ HCV リソース・ネットワーク (<http://www.hcvnetwork.org/about-hcvf/the-six-high-conservation-values>)

パーム油工場/パーム油工場廃液：パーム油工場は、アブラヤシプランテーションから運ばれた生の果房を処理し、粗パーム油を生産します。通常、粗パーム油は、その後の処理のために流通業者または精製業者（すなわち、パーム油の川下企業）に販売されます。パーム油工場廃液は粗パーム油生産プロセスから生じる液体廃棄物で、強酸性で、生物学的酸素要求量と化学的酸素要求量が高くなっています。

泥炭地：有機物質を少なくとも 65% 含み、深さが少なくとも 50 センチあり、少なくとも 1 ヘクタールの面積がある酸性の土壌。（Driessen、1978：Wösten & Ritzema、2001）

ロッテルダム条約：国際貿易における特定の有害化学物質および農薬に関する事前の情報に基づく同意手順のためのロッテルダム条約は、1998 年に署名され、2004 年に発効した、有害化学物質の輸入に関する責任を共有するための多国間条約です。同条約はオープンな情報交換を推進し、安全な取り扱いに関する指示や購入者に対する既知の制限事項または禁止事項の通知を含めた適切なラベル表示を行うことを有害化学物質の輸出業者に求めています。条約(<http://www.pic.int/TheConvention/Chemicals/AnnexIIIChemicals/tabid/1132/language/en-US/Default.aspx>)に記載される化学物質の輸入を許可するか禁止するかを署名国が決定できるほか、輸出国は法管轄区域内の生産者が順守していることを確認する義務があります。

RSPO 原則と基準（2013）：持続可能なパーム油生産のための RSPO 原則と基準は、パーム油生産者の認定基準です。次の 8 つの原則のそれぞれに補完する基準があります。（<http://www.rspo.org/resources/key-documents/certification/rspo-principles-and-criteria>）

- 原則 1：透明性への誓約
- 原則 2：適用される法令と規則の順守
- 原則 3：長期的な経済的および財政的存続可能性への誓約
- 原則 4：生産者と搾油工場による適切な最善慣行の活用
- 原則 5：環境に関する責任と自然資源および生物多様性の保全
- 原則 6：従業員および生産者や搾油工場によって影響を受ける個人とコミュニティに関する責任ある配慮
- 原則 7：新規作付けの責任ある開発
- 原則 8：主要な業務分野における継続的な改善への誓約

ストックホルム条約：残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約は、残留性有機汚染物質（POP）の生産と使用を排除または制限することを目的とする国際環境条約で、2001 年に署名され、2004 年 5 月から発効しています。そうした物質のリストは下記にあります。
<http://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/ListingofPOPs/tabid/2509/Default.aspx>

ユネスコ世界遺産：人類にとって高い価値があるとみなされ、世界各地の文化・自然遺産に指定された地域で、世界遺産条約のリストに掲載されている地域。（<http://whc.unesco.org/en/list>）

ラムサール条約登録リストの湿地：これらの湿地は 1971 年にイランのラムサールで採択された湿地条約（ラムサール条約）に記載されている「代表的な、希少な、または固有の湿地を含む湿地」で、「生物多様性の保全にとって国際的に重要な湿地」と定義されます。（<http://www.ramsar.org/>）

世界保健機関（WHO）の分類によるクラス 1a もしくはクラス 1b 農薬：WHO が推奨する農薬分類

（http://www.who.int/ipcs/publications/pesticides_hazard/en/）によるクラス 1a または 1b と分類された農薬は、人間の健康に甚大なりスクをもたらす農薬です。1a は「非常に有害」であり、1b は「有害性が高い」です。



木材パルプ

背景

- 紙製品に対する需要は今後数年間で大幅な増加に向かっており、この動きはセクターの持続可能性への取り組みに大きな影響を与える可能性があります。パルプと紙の生産チェーンにおけるこれらの影響のほとんどが、森林管理段階と木材パルプ生産プロセスに集中していると見られます。BNPP AM は、BNP パリバ・グループに従って、木材パルプ産業に関連する 5 つの主要な持続可能性の問題を特定します。つまり、パルプ工場に木材資源を供給するための森林伐採や産業木材プランテーションに関連する環境および生物多様性の問題です。
- パルプ工場や産業木材プランテーション・プロジェクトの開発に関連する社会問題（地元住民の権利尊重、地域コミュニティの関与、雇用創出等）。
- パルプ生産プロセスにおける水と廃水の管理、特に漂白によるダイオキシン排出。
- 木材プランテーションおよびパルプ工場における労働安全衛生。
- パルプ工場の環境管理（大気への放出や廃棄物管理を含む）。

森林管理/伐採および木材サプライチェーンに関しては、森林管理協議会（FSC）と森林認証プログラム（PEFC）の 2 つが主な国際認証スキームとなっており、森林の持続可能な管理に保証を提供します。FSC または PEFC の認証は、プランテーションと森林管理に関連する主な CSR の問題について具体的な答えを与えてくれますが、今日、これら 2 つの森林認証機関によって認証されている森林は、世界全体の 9% だけであることを考慮する必要があります。持続可能な森林管理に貢献する認証スキームが他にも存在することを私たちは認識しています。

木材パルプ生産プロセスに関して、重工業としての操業全般としてパルプ工場は、水、土壌大気中でさまざまな汚染廃液を生成し、工場労働者や周辺コミュニティの健康と安全の問題を引き起こす可能性があることに、BNP パリバ・グループは注目しました。現在、環境マネジメントシステム（EMS）や安全衛生マネジメントシステム（HSMS）が、こうした問題を管理するための広く認知された方法となっています。木材パルプは持続可能な責任ある方法で生産できると考えられることから、本書に記載されている特定の条件下で、BNPP AM はパーム油セクターへの投資を続けます。

該当企業

これらのガイドラインは、木材パルプ・バリューチェーンの川上と川下に直接含まれる企業に適用されます。

川上とはパルプ生産企業による産業木材プランテーションと森林伐採活動を指し、一方、川下とは自身の使用を含む木材パルプの生産者と流通業者を指します。

バリューチェーンの外側にある企業（独自のパルプ生産を行わない製紙会社、化学品メーカー、機械メーカー、製紙の小売業者と流通業者）は、当ガイドラインの適用外です。

森林管理に対する必須要件

BNPP AM は、木材パルプの川上企業が、現地または国/州レベルの既存の社会法や環境法、操業国によって承認された国際規制を順守することを求めています。これには、絶滅の可能性がある野生動植物の種の国際取引に関する条約（ワシントン条約）、生物の多様性に関する条約、独立国における原住民および種族民に関する国際労働機関（ILO）条約第 169 号、強制労働および最悪の形態の児童労働に関する ILO 条約が含まれます。

基本的な社会的要件を確実に満たし、気候変動と生物多様性への悪影響を限定的なものとするために、BNPP AM は木材パルプの川上企業に下記の点を求めています。

- 児童労働や強制労働を利用しないこと。
- 地域コミュニティが所有または占有する土地に、下記のものなくして（FSC または PEFC 原則や基準に準拠して）新たなプランテーションを開発しないこと。
 - 自由意思による、事前の、十分な情報に基づいた協議プロセスの実施
 - 許容される補償取り決めの実施
 - 効果的な苦情処理機能の設置



- 違法に伐採された木材を使用しないこと⁸。
- ユネスコ世界遺産の場所を産業木材プランテーションにしないこと。
- ラムサール条約のリストにある湿地を産業木材プランテーションにしないこと。
- 新たなプランテーションを開発する前に高保護価値（HCV）評価を実施すること。
- 保護価値の高い森林（HCVF）を新たなプランテーションにしないこと。企業のプランテーションが以前 HCVF だった土地にある場合は、開発が 2001 年までに行われていた必要があり、企業がそのような転換に対して直接または間接的に責任を負っていないことを証明しなければならない。
- 泥炭地にある新たなプランテーションのために、明確で厳格な泥炭地管理手順を備えていること。
- 焼却ゼロに関する ASEAN の方針またはその他の地域のベストプラクティスの推奨に沿って、焼き払い禁止方針を定めること。
- 従業員の健康状態と安全状態のモニタリング計画を定期的に提供すること。

森林管理の評価基準

BNPP AM は、木材パルプの川上企業に対して持続可能性の基準を高めるよう働きかけています。現時点では森林管理協議会（FSC）と森林認証プログラム（PEFC）が業界の持続可能性を確保する上で利用可能な最善の基準であると考えており、パルプの川上企業に下記を推奨しています。

- 国内の FSC または PEFC の複数ステークホルダーのガバナンス・システム（または公表される可能性のある同等の森林管理イニシアチブ）の会員になること。
- パルプ生産企業が外部から木材を購入する場合、サプライヤーに対して自身の森林もしくはプランテーションに対して FSC または PEFC の認証を取得するか、その森林もしくはプランテーションが 5 年以内に認証を取得する実施計画を策定し、実行することを求めること⁹。
- 森林管理者やプランテーション管理者の場合、森林やプランテーションが FSC または PEFC の認証を取得するか、その森林もしくはプランテーションが 5 年以内に認証を取得する実施計画を策定し、実行することを求めること¹⁰。
- BNPP AM は、パルプの川上企業に対して、既存のプランテーションに明確で厳格な環境管理手順を提示するよう推奨しています。この手順は、プロジェクトが農薬、水、生物多様性の管理をどのように扱っているかを明確に示します。パルプ工場への木材が外部供給の場合、その企業はサプライヤーに対してそうした手順を要求しなければなりません。
- BNPP AM は、パルプの川上企業に対して、泥炭地のプランテーションを代替するものを開発することを強く推奨します。これは、泥炭地が提供するさまざまな貴重な生態系サービスにとって価値があるためです。これらの機能と価値には、生物多様性の維持、炭素と水の貯蔵、水規制と水質が含まれます。

パルプ生産における必須要件

BNPP AM は、木材パルプの生産企業が、現地または国/州レベルの既存の社会法や環境法、操業国によって承認された国際規制を順守することを求めています。

木材の供給に関して、パルプ生産者は、木材の調達に森林管理に適用される必須要件を尊重していることを確認する必要があります。

BNPP AM は、プロセスにおいて漂白ステップを使用すると、吸収性有機ハロゲン（AOX）が水中に放出される可能性があることを認識しています。パルプ工場から出るこのタイプの汚染は、NGO や医療機関から指摘されています。近年、塩素と次亜塩素酸塩は、主な漂白剤としては段階的に廃止されています。実際、無塩素漂白（ECF）と完全無塩素漂白（TCF）プロセスにより、ダイオキシンとフランの濃度が検出限界を下回ることが可能となります。BNP パリバは、ECF と TCF がこれまでのところ、持続可能な漂白を管理するための利用可能な最良の技術であると考えています。

その結果、BNP パリバはパルプ生産者に対して下記を求めています。

- 漂白プロセスが必要な場合、ECF 技術か TCF 技術を使用する新工場を建設すること。
- 既存施設の場合は、ECF 技術か TCF 技術に向けた移行プロセスを実施すること。

⁸ この方針の違法伐採の定義は、FAO委員会が発表した紙・木材製品調査「違法伐採の定義：どのようなもので、何が行われているか？」（2003年）のリストによるものです。

⁹ この5年の期間は、企業に対してこの方針を公式に発表した日から起算しています。

¹⁰ 同上

- IFC の環境、健康、安全（EHS）ガイドラインに記載され、パルプ工場と製紙工場に該当するさまざまな排水レベルと大気放出指標を監視および管理する管理計画を提示すること。当指針の公表時点で、これらのパラメーターは下記の通りです。流量、pH、全浮遊懸濁物質（TSS）、化学的酸素要求量（COD）、生物化学的酸素要求量（BOD）、吸収性有機ハロゲン（AOX）、総窒素、総リン¹¹。
- 労働者の健康や安全状況のモニタリング計画を定期的に示すこと。

パルプ生産の評価基準

BNPP AM は、木材パルプの川下企業に対して持続可能性の基準を高めるよう働きかけています。また、現時点では FSC と PEFC がパルプ業界の繊維調達を持続可能性を確保する上で利用可能な最善の基準と考え、（パルプメーカーや取引業者などの）パルプの川下企業に下記を推奨しています。

- 事業活動について FSC または PEFC の「生産・流通・加工工程の管理認証（CoC 認証）」を取得すること。また川下企業はサプライヤーに対して、(i) サプライヤー自身のプランテーションについて 5 年以内に FSC または PEFC の認証を取得し、(ii) サプライヤー自身の事業活動について FSC または PEFC の CoC 認証を取得することによって、パルプ業界の木材資源のトレーサビリティ推進を求める方針を定めるよう推奨しています。いずれの場合も、パルプの川下企業は（新規パルプ工場の場合はプロジェクト開始時点で）信頼できる木材調達計画 – 木材の外部供給が必要か否かを記載し、外部調達源を明記する – を提出する必要があります。
- 国内の FSC または PEFC の複数ステークホルダーのガバナンス・システム（または公表される可能性のある同等の森林管理イニシアチブ）の会員になること。

排水・大気放出に関して、私たちはパルプメーカーに対して下記を推奨しています。

- 全てのパルプ工場における排出レベルがパルプ・製紙工場に関する国際金融公社（IFC）の環境・健康・安全（EHS）ガイドライン（附属書類 B「排水と排出に関するガイドライン」）に記載されているレベルと同等または下回るようにすること。この排出レベルを上回った場合、BNP パリバはパルプメーカーに対して、それを是正して IFC 基準を下回るまで排出量を引き下げるための効率的な行動計画を策定するよう働きかけます。
- （新規パルプ工場の場合はプロジェクト開始時点で）信頼できるエネルギー調達計画および当該エネルギー構成が CO2 排出量に及ぼす影響を提示すること。

環境・社会マネジメントシステム（ESMS）と健康・安全マネジメントシステム（HSMS）に関連して、BNPP AM は ISO 14001 と OHSAS 18001 が産業プロセスに関する現時点で利用可能な最善の持続可能性認証と考えており、パルプメーカーに対して下記を推奨しています。

- 大気放出・排水・廃棄物管理、土壌・地下水の汚染に対応する環境マネジメントシステム（EMS）を設定・実行し、自社の事業活動が 5 年以内に ISO 14001（または同等の EMS 認証スキーム）の認証を取得できるような計画を定めること¹²。
- HSMS を設定・実行し、自社の事業活動が 5 年以内に OHSAS 18001（または同等の HSMS 認証スキーム）の認証を取得できるような計画を定めること¹³。

主な用語の定義

これらのガイドラインでは下記の定義が適用されています。

AOX：吸収性有機ハロゲン（AOX）とは、活性炭に吸着させることができるハロゲン化された有機物質群を指します。

ASEANの焼却ゼロ政策：1997年～1998年にASEANを襲った土地・森林火災に対応して、ASEAN諸国の環境相は1999年4月に開催した「第6回ASEAN煙霧（ヘイズ）閣僚会議」で、焼却ゼロ政策を採択し、域内のプランテーションによる適用を促進することで合意しました。この政策実行ガイドラインは、アブラヤシプランテーションの開発で焼却ゼロ技術を適用するにあたっての助言をプランテーション所有者、管理者、監督職員、請負業者に提供するために策定されました¹⁴。

¹¹ 具体的には、これらの指標はFICの「パルプ・製紙工場に関するEHSガイドライン」の附属書類B「排水と排出に関するガイドライン／資源使用ベンチマーク」に掲載されています。

¹² この5年の期間は、企業に対してこの方針を公式に発表した日から起算しています。

¹³ 同上

¹⁴ <http://www.rspo.org/?q=page/864>

BOD5：生物化学的酸素要求量（BOD）とは、水中の好気性生物有機体が有機物質を分解するために必要とする溶存酸素量を示す指標です。

COD：化学的酸素要求量（COD）とは、水中の有機化合物の量を示す指標です。

ECF：無塩素漂白（ECF）とは、パルプを漂白する工程を指します。この方法によって廃液におけるダイオキシンとフランの濃度が検出限界を下回ることが可能になります。

EMS：環境マネジメントシステム。ISO 14001認証または同等の認証による承認が可能です。

1993年に設定されたFSC原則および基準（持続可能な開発のための世界経済人会議（WBCSD）の持続可能な森林ファイナンス・ツールキットに掲載）。FSCは下記の項目をカバーする「持続可能な森林管理（SFM）」の10原則に沿った国・地域の基準を定めた制度です。

1. 法律とFSC原則の順守
2. 保有権・使用权および責任
3. 先住民の権利
4. コミュニティとの関係と労働者の権利
5. 森林がもたらす便益
6. 環境への影響
7. 管理計画
8. モニタリングと評価
9. 特別地域 – 保護価値の高い森林（HCVF）
10. プランテーション

これらの原則は、FSC がステークホルダーに世界的な連携を呼びかけることによって策定されました。この原則は全ての熱帯林、温帯林、北方林に適用され、全体として考慮されます。国内の全ての国・地域基準は 10 項目の原則に基づいています。この原則は国内・国際法令と関連付けて、また、国・地域レベルで該当する国際的な原則と基準に照合して使用することが期待されます（FSC 方針および基準。森林スチュワードシップの原則および基準）（FSC、1996 年）。地域基準と監査機関が採用する暫定基準には相違があります。

保護価値の高い森林（HCVF）とは、下記のように定義されます（森林スチュワードシップ協議会。WBCSDの持続可能な森林ファイナンス・ツールキット¹⁵に掲載）。

- 世界的、地域的、国家的に重要な生物多様性の価値（固有種、絶滅危惧種など）が集中している地域を含む森林地帯
- 世界的、地域的、国家的に重要な広大な景観レベルの森林を含む森林地帯、全てではなくとも大半の自然発生源種の持続可能な個体群が本来の分布や数で存在している森林管理区域内に含まれる、またはそうした森林管理区域を含む森林地帯
- 希少な、脅威にさらさらされた、存続が危惧される生態系における森林地帯、あるいはそのような生態系を含む森林地帯
- 危機的な状況において自然の基本的サービス（流域保護、浸食制御など）を提供する森林地帯
- 地域コミュニティの基本的ニーズ（必要最低限の生活、健康など）を満たす上での基盤となる森林地帯
- 地域コミュニティの伝統的な文化的アイデンティティー（当該地域コミュニティとの協力で特定される文化的・生態学的・経済的・宗教的に重要な分野）にとって不可欠な森林地帯

H&S：健康・安全マネジメントシステム。OHSAS 18001認証または同等の認証による承認が可能です。

地域コミュニティ：森林やプランテーション内またはその近隣に住み、それに大きく依存する人々の集団。森林の住人、森林に隣接する先住民、直近の移住者が含まれます。（出所：IFCの森林運営方針）。

泥炭地：大量の泥炭（少なくとも1フィート（30cm））が堆積した湿地帯¹⁶。泥炭地は生物学的活動によって形成された有機基質構造を持っています。泥炭地は多様で極めて重要な生態系サービスを提供しているという点で価値があります。これらの機能と価値には生物多様性の維持、炭素・水の貯蔵、溶質滞留、水規制、水質などがあります。

¹⁵ http://www.pwc.co.uk/eng/issues/forest_finance_home.html

¹⁶ Charman, D著、2002年「Peatlands and environmental change（泥炭地と環境変化）」、J. Wiley & Sons社発行、ロンドン＆ニューヨーク、301ページ

- まず、排水されていない泥炭地は特有の天然資源で、遺伝子・種・生息地レベルの維持にとって生物多様性の観点から極めて重要な固有の生態系を形成しています。
- 泥炭地は集水地でもあります。水質・水量を調整し、ある物質が沈殿する場所としての役割を果たし、他の物質を生み出し、河川・湖への水供給の時間的パターンに影響を及ぼします。水規制における泥炭地の役割は、隣接する湿地や広範な地形から独立しつつも結びついている固有の水分地質学の完全性が維持されているかどうかによって左右されます。
- 最後に、泥炭地は数千年にわたって世界的に主要な炭素貯蔵地となりました。泥炭地は二酸化炭素（CO₂）とメタン（CH₄）を排出します。その排出量は温度と水位に影響されますが、温度・水位とも、植物の除去、排水、将来の気候変動に影響されるとみられます。排水された泥炭地での農業は、二酸化炭素と亜酸化窒素（N₂O）の大量排出につながります¹⁷。

1999年に設定されたPEFC原則および基準（WBCSDの持続可能な森林ファイナンス・ツールキットに掲載）。

PEFCは国・地域の認証制度における相互認証機能です。承認された認証制度は汎欧州施業ガイドライン（PEOLG）、アフリカ木材機関（ATO）、国際熱帯木材機関（ITTO）のガイドラインなどの国際的に合意された環境・社会・経済要件、ならびにSFMのための基準・指標に基づく政府間プロセスと整合させる必要があります。これらの要件がカバーするSFMの要素は、対象とする地域の環境に合わせるため、地域間で異なる場合があります。例えば、汎欧州施業ガイドラインは下記の項目をカバーしています。

1. 森林資源およびその世界的な炭素環境に対する寄与の維持・強化
2. 森林生態系の健全性と活力の維持・強化
3. 森林の生産機能の維持
4. 生物多様性の維持・保全・強化
5. 森林管理における保護機能の維持・強化
6. 社会経済的機能と状態の維持

承認された認証制度は国際労働機関（ILO）のコア条約などの国際的な協定、ならびに森林管理に関連し、「生物の多様性に関する条約（BDC）」、「絶滅の可能性がある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）」など、国が批准した条約に整合させることが期待されます。認証基準は会員間で異なり、一部にはPEFC要件（PEFC、2006A）を上回る基準もあります。

pH：化学においては、pHは水溶液の酸性度または塩基度を示す指標です。

ラムサール条約湿地：1971年にイランのラムサールで採択された湿地条約（ラムサール条約¹⁸）に記載されている「代表的な、希少な、固有の湿地を含む湿地」で、「生物多様性の保全にとって国際的に重要な湿地」。

TCF：完全無塩素漂白（TCF）法とは、塩素を完全に酸素漂白処理に置き換えるパルプ漂白法。

総窒素（Total N）：窒素の総量。

総リン（Total P）：リンの総量

全浮遊懸濁物質（TSS）：全浮遊懸濁物質（TSS）とは、水中の非濾過性の固形物質を測定する水質指標。

ユネスコ世界遺産地域：人類にとって高い価値を持つとみなされ、世界の文化・自然遺産に指定された地域で、世界遺産条約 21 の下でリストに掲載されている地域¹⁹。

¹⁷ 出所：「Assessment on Peatlands, Biodiversity and Climate change（泥炭地、生物多様性、気候変動に関する評価）」2007年UNEP-GEF発行。「Strategy for responsible peatland management（責任ある泥炭地管理のための戦略）」2010年IPS発行

¹⁸ http://www.ramsar.org/cda/en/ramsar-documents-list/main/ramsar/1-31-218_4000_0_

¹⁹ <http://whc.unesco.org/en/list/>

原子力発電

背景

世界の原子力発電セクターの 2010 年発電量は約 2,755TWh で、世界全体の発電量のほぼ 8 分の 1 を占めました²⁰。最も重要な発電国は米国（原子炉 104 基）とフランス（58 基）です²¹。国際エネルギー機関（IEA）²²によると、発電に占める原子力の比率は今後も上昇するとみられ、2010 年から 2035 年までの間に 130GW 強が新たに加わり、複数のプラントで耐用年数が長期化する見通しです。

さらに、原子力産業の推進を選択した国は、特に経済発展、エネルギー供給の確保、温室効果ガス排出量削減という点で、原子力産業がプラスの効果をもたらすと考えています。

BNPP AM は金融機関として、民生用原子力を支援する政府機関や民生用原子力を開発する企業に金融商品・サービスを提供する場合があります。私たちは原子力プログラムの実行や新たな原子力発電所の開発に携わるあらゆる国が、安全性、セキュリティ、核拡散防止、住民保護、将来世代の環境保護に関して不可欠な要件を順守する意思と能力を持つことが、原子力発電を検討する国と国際社会全体の双方にとって、必要不可欠であると考えています。

BNPP AM は、上記の検討事項を考慮している企業を選定することを目的として具体的な要件を特定するため、現行のセクター方針を定義しました。

この方針は時間の経過とともに進化する可能性があります。BNPP AM は特に原子力発電所の発電のためのベストプラクティスに関する調査と方針を考慮します。また、新たな情報や類似するイニシアチブに基づいて当文書を更新する場合があります。

該当企業

これらのガイドラインは、原発施設の所有者または運営者として原子力発電所に関係する企業、および核燃料サイクル（ウラン濃縮、燃料製造、使用済み燃料のリサイクル、放射性廃棄物の貯蔵・処分として定義）に関係する企業に適用されます。

BNPP AM は原子力関連企業が現行の現地法やライセンス協定、運用国が批准した国際条約を順守することを期待します。こうした規制の順守に加え、これらのガイドラインは原子力関連企業が順守すべき追加基準を規定しています。

原子力発電所（原発）に関係する企業に適用される必須要件

原子力関連企業は、原子力参照国で操業している原子炉と類似した設計の原子炉を持った原発、もしくは原子力参照国の原子力安全委員会（NSA）が承認した設計の原子炉を持った原発のみを所有または運営するものとします。

原子力関連企業は放射線のモニタリング（現場および現場周辺）と労働者の保護を確保するグローバル・ポリシーを定めるものとします。

原子力運転の安全性をモニタリングするため、独立した一連の制御体制を整備しています。

下記要件が原子力関連企業とその親会社の設立国に適用されます。

(i) 適切な法的枠組み

- 原発プロジェクトが政府と民生用原子力セクターの監督機関の公式な承認を得ていること。
- 規制の枠組みにおいて労働者保護が求められていること。
- 中・高レベルの放射性廃棄物の管理を目的とした長期的解決策の開発計画が策定されていること。
- 原発の解体計画が策定されていること。

²⁰ 「2012 World Energy Outlook (2012年世界エネルギー展望)」 。2010年の原子力発電量は2,756TWhで、世界の発電総量（21,431TWh）の12.9%を占めます。

<http://www.iea.org/publications/freepublications/publication/kwes.pdf>

²¹ http://www.iaea.org/About/Policy/GC/GC56/GC56Documents/French/gc56-2_fr.pdf

²² http://www.worldenergyoutlook.org/docs/weo2010/WEO2010_ES_English.pdf



(ii) 国際協力

- ホスト国が核拡散防止条約（または原子力エネルギーの安全性・拡散に関する原子力参照国との二国間協定に相当するもの）の署名国であること。
- 国際原子力機関（IAEA）による直近の包括的保障措置協定（CSA）レポートで、ホスト国の核施設のモニタリングに支障をきたすような特定の課題や情報欠如について記載されていないこと。
- 発電に携わるホスト国の原発が平和的な目的のために利用されていること。
- 国際原子力機関（IAEA）の事象報告システム（IRS）への参加（過去に核施設を保有していない国の場合、事象報告システムへの参加は当該新規参入国で最初の原発が稼働する前に計画されること）。

(iii) 原子力安全機関

- 少なくともライフサイクルを通じた原子力発電所の管理をカバーする原子力安全機関（NSA）または同等の国家機関が存在すること。
- NSAが制裁措置の発動につながり得る検査を実施する法的権限を持っていること。

(iv) 政治的安定性と国家安全保障

ホスト国は原発の安全で長期的な運転に関する見通しを描けるような十分なレベルの安定性を提供します。この安定性と安全のレベルは次の基準に対して評価されます。

- ホスト国が国際的な制裁の対象となっていないこと。
- 原発プロジェクトが紛争地帯5に所在していないこと。
- （洪水・地震リスクなどの）外的危険を含む地域特有の要因に適合する国・地方レベルの予防・緊急対策が設定されていること。

原子力発電所に関する企業に適用される評価基準

上記の必須要件に加えて、BNPP AMは、原子力参照国の主要原子力関連企業（原発に関する企業）の基準に対して原子力関連企業の基準を評価するため、さらなる評価基準を検討します。評価基準の目的は、環境・社会に対する影響を効果的に監視・低減するために、原子力関連企業の能力を評価することにあります。

このため、BNPP AMは長期的な財務健全性、安全性・セキュリティ・環境に関する経験（経営陣の経験を含む）と実績を評価します。また、請負業者の選定プロセス、その透明性、ならびに（特に原子力参照国における）競合他社や監督機関との協力などの完全性も評価します。

核燃料サイクルに関する企業に適用される必須要件

上記で説明した原発に関する必須要件は、原子力関連企業とその親会社の設立国に適用されます。

原子力関連企業の運転許認可がホスト国または全ての原子力参照国で一時的に停止していないこと。

原子力運転の安全性をモニタリングするための独立した一連の制御体制を備えていること。

原子力関連企業が放射線放出を防御・制限するための方針と手続きを定めていること。



a.核燃料サイクルに関係する企業に適用される評価基準

上記の必須要件に加えて、BNPP AMは原子力関連企業を、原子力参照国の主要原子力関連企業（核燃料サイクルに関係する企業）に対して評価するため、さらなる評価基準を検討します。評価基準の目的は、環境・社会に対する影響を効果的に監視・低減する原子力関連企業の能力を評価することにあります。

このため、BNPP AMは長期的な財務健全性、安全性・セキュリティ・環境に関する経験（経営陣の経験を含む）と実績を評価します。また、請負業者の選定プロセス、その透明性、ならびに（特に原子力参照国における）競合他社や監督機関との協力などの完全性も評価します。

主な用語の定義

包括的保障措置協定（CSA）：「保障措置とは、国家が原子力プログラムを核兵器目的で使用しないという国際的なコミットメントに従っていることをIAEAが認証できる活動を指します」（IAEAのFAQから抜粋）。包括的保障措置協定は、IAEAがこのような様々な認証を実行できるようにするため、当該国とIAEAとの間で締結されます。

IAEA：国際原子力機関。IAEAは国連の原子力分野における協力の要です。IAEAは1957年に設立され、安全・安心で平和的な原子力技術を推進するため、世界中の加盟国や複数のパートナーと連携しています。

INES尺度：国際原子力事業評価尺度。これは安全上重要な原子力・放射能事象（放射線源の産業・医療利用、原子力施設での運営、放射性物質の輸送で発生する事象を含む）を、一貫した方法で一般の人々に伝達するための手段です。

事象は7段階に分類されます。

- レベル1～3は「異常事象（incident）」と呼ばれます。
- レベル4～7は「事故（accident）」と呼ばれます。

この尺度は、レベルが1段階上がるごとに事象の深刻度が10倍となるように設計されています。安全上の重要性のない事象は「逸脱（deviation）」と呼ばれ、「尺度未満（Below Scale）／レベル0」に分類されます。

IRS：事象報告システム。IRSはIAEAとNEA（OECD原子力機関）の共同イニシアチブです。この世界的なシステムは運営会社が提供する情報を収集・分析します。世界各地の原発で発生する安全上重要な異常事象の頻度と深刻度を低減することによって、原発の安全性を高めることが最終目標です。

OECD：経済協力開発機構。OECD加盟の高所得国とは、世界銀行のアトラス方式に基づき、一人当たりの国民総所得（GNI）が12,196ドル以上の国を指します。

原発：原子力発電所。発電のために設計・運営される核分裂に基づく発電所。

NPT：核拡散防止条約。NPTは核兵器と兵器技術の拡散を防ぎ、原子力エネルギーの平和利用における協力を推進し、核軍縮および全面的かつ完全な軍備縮小の達成を支援することを目的とする国際条約です。

NSA：原子力安全機関。NSAは原子力の制御と安全性を保証する役割を担う行政官庁を指す一般名称です。労働者、患者、一般大衆、環境を保護するために原子力の安全性と放射線防護に関する規制を行います。

核燃料サイクル：この方針の便宜上、核燃料サイクルは下記の活動で構成されます：ウラン濃縮、燃料製造、使用済み燃料のリサイクル、放射性廃棄物の貯蔵・処分。

原子力参照国：大型原発の運転で原子力の安全性と信頼性の高さを実証している国として定義されます。BNPパリバは原子力参照国を原発の運転で一流の経験を持ち（原子炉の年数で測定）、過去5年間に原発で事故（INES尺度でレベル4以上として定義）が発生していないOECD高所得国として定義しています。

農業

世界の GDP の 6%、雇用の 30%を占める 1 農業は、今日の経済において重要なセクターです。今後数十年間で農業の重要性が高まっていくでしょう。世界の人口が開発途上国を牽引役に 2050 年までに 90 億人に迫ると予想される中で、世界的に農産物や食料に対する需要が拡大するとみられるためです。また、農産物の供給は気候変動が及ぼす悪影響の脅威にさらされる可能性もあります。

農業は所得の主要な源泉であり、先進国と開発途上国の多くの人々に生計の手段を提供しています。世界では約 5 億もの小規模農家が 2 ヘクタールに満たない農地で世界の食料需要の半分に相当する作物を育てています²。農業への投資は飢餓を減らし持続可能性を推進する上で最も効果的な戦略のひとつです。

技術的・科学的な進展は農業に関する新たな慣行をもたらしています。農業は雨水を利用する農業から水耕栽培、小規模農業から大規模農業、遺伝子組み換え作物から技巧を駆使した農業と、様々な形態をとっています。

適切な管理が行われない場合、農業の進展は、地域コミュニティ・生態系・気候変動に重大な悪影響を及ぼしかねません。こうした環境・社会問題は、農業慣行に大きく依存するセクターの持続可能な成長によって対処することが可能です。

BNPP AM は農業セクターに関連する主な環境面・社会面の利害を下記のように特定しています。

- 生態系と生物多様性
- 水の利用と水質汚染、温室効果ガスの排出、農薬の使用
- 労働条件と人権
- 健康と安全性
- 土地所有権と地域コミュニティの権利
- 世界的な食料安全保障
- 食品の安全性とトレーサビリティ
- 動物福祉

当セクターに関する下記の方針は、上記で述べた主要な課題を考慮した持続可能な農業慣行の進展を支援する当社のコミットメントを反映しています。

対象となる活動

当方針の対象となる農業活動は、種子／穀物の生産、農作業、農産物の調達／集荷業務、および一次加工であり、下記のように定義されます。

- 種子／穀物の生産は流通・貯蔵・販売を目的とした種子／穀物の選定・増殖を対象としています。
- 農作業は土地の耕作、穀物の生産、家畜・家禽の飼育（繁殖、餌やり、一般的な世話）と森林管理を対象としています。
- 調達／集荷業務は農産物の調達、生産地から貯蔵地点または一次変換を行う地点までの農産物の輸送・貯蔵関連の物流を対象としています。これには現物農産物の販売・取引業者の活動が含まれます。
- 一次加工とは、未加工農産物の一次変換（搾油、カカオ摩砕、糖分抽出、ミルクの乾燥、食肉処理など）を指します。

当方針の対象とならない農業活動

- 農業機械、農薬、肥料の製造・販売
- 加工食品・飲料の製造（二次加工品、加工食品）
- 食品・飲料の小売業者
- 魚、海産物、水産物
- ヤシ油・木材パルプ関連の活動（当該セクター方針をご参照ください。）



必須要件

BNP パリバは下記の要件を満たす農業企業にのみ投資します。

一般的な環境管理

- － 水質管理計画を策定し、水の消費量を開示している。

生態系と生物多様性

- － 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）」の対象で、CITES 許可書によって承認されていない植物・動物の種や産物の取引に関与していない。

労働条件と人権

- － 児童労働や強制労働を利用していない。
- － 労働者が懸念事項を申し立て、それに対応する苦情処理の仕組みが整っている。
- － 労働組合を結成する労働者の権利を尊重する、もしくは社内で労働者の関心事項や発言が取り上げられることを保証している。
- － 従業員と求職者に対する差別をしていない¹¹。

さらに、

- － 人材管理方針または行動規範を定めている。

健康と安全性

- － 労働者の健康と安全を守り、健康と安全の実績を開示する方針を定めている。

土地所有権と地域コミュニティの権利

- － 新規の農業プロジェクトに影響される地域コミュニティの「自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意」を得るための方針を定めており、地域コミュニティによる懸念事項の申し立てが可能で、それに対応するような苦情処理の仕組みが整っている。
- － 土地収奪慣行に関わっていない。

食品の安全性とトレーサビリティ

- － 調達源と事業運営を対象とした食品の安全性とトレーサビリティに関する方針を定めている。

農業活動に対する追加要件

全ての農業企業に適用される要件に加えて、BNPP AM は下記要件を満たす企業にのみ投資します。

生態系と生物多様性

- － 下記の保護地域で新規農業プロジェクトを策定しない。
 - ユネスコ世界遺産
 - ラムサール条約のリストにある湿地
 - 絶滅ゼロ同盟（AZE）の指定保護地域
 - 国際自然保護連合（IUCN）が指定するカテゴリーI～IV の地域
 - 泥炭地



- － 特に生物多様性重要地域で新規農業プロジェクトを策定する前は、高保護価値（HCV）評価またはそれと同等の評価を実行し、HCV の 6 項目のうち 1 つ以上の項目において修復不可能な損失につながるような形で HCV 地域に悪影響を及ぼさないようにする。

農業

- － 例外を除いて、下記の製品を使用しない。
 - 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs 条約）」の下で禁止されている物質
 - ロッテルダム条約附属書 II に掲載されている物質
 - 世界保健機関（WHO）のクラス 1A または 1B に分類される農薬
- － 殺虫剤・化学肥料（パラコートを含む）の使用を最低限に抑える方針がある。

農産物の販売・取引業者

BNPP AM は下記要件を満たす農産物の販売・取引業者にのみ金融商品・サービスを提供します。

食品の安全性とトレーサビリティ

- － 調達源と事業運営を対象とした食品の安全性とトレーサビリティに関する方針を定めている。

評価基準

BNPP AM は検討対象の農業企業に関する分析も行います。下記の評価基準をデューディリジェンスの主要分野として検討し、企業が下記の基準を満たしているか否かを評価します。

全ての農業企業に対する基準

全般的な環境管理

- － ISO 14001 認証か、それと同等の認証を取得している、または 5 年以内に取得する計画である。
- － CO₂（二酸化炭素）や CH₄（メタン）を含む温室効果ガスの排出、エネルギー消費、廃棄物の発生・処理を監視・低減し、土壤の完全性を確保するための施策を導入している。
- － 外部監査済みの年次環境・社会報告書を発行している。
- － 重要な課題に関する環境・社会・ガバナンス面の実績、およびそれに対応するための措置が講じられているか否かに関する論評が定期的に繰り返し行われている。
- － 31 ページの「業界の適正慣行」に掲載されている持続可能なイニシアチブに関わっている。

労働条件と人権

- － 労働時間の上限を含めた方針がある。
- － 環境リスクと社会問題に関する従業員研修プログラムを労働者に提供している。

健康と安全性

- － OHSAS 18001 認証か、それと同等の認証を取得している、または 5 年以内に取得する計画である。
- － 特に労働者の研修を通じて危険を回避・低減するための施策を含めた健康・安全に関する方針を定めている。

世界的な食料安全保障

- － 小規模生産者への関与と協力。
 - ・ 生育技術の向上、農薬の使用を含む健康・安全に関する研修の提供。



- ・ 公正で透明な取引、品質要件、価格設定構造、紛争解決の仕組みへのアクセスなど、公正な市場慣行に関する合意。
- － 収穫・貯蔵・輸送時における食品廃棄を最小限に抑える。

食品の安全性とトレーサビリティ

- － (HACCP 原則に基づく) ISO 22000 認証か、それと同等の食品安全管理認証を取得している、または 5 年以内に取得する計画である。

農業活動に関する追加基準

全ての農業企業に適用する基準に加えて、BNP パリバは農業企業が下記の基準を満たしているか否かを判断します。

生態系と生物多様性

- － 新規農業プロジェクトを策定する際は、高炭素貯蔵 (HCS) 分析を統合し、その分野で該当する専門家と協力している。

農薬

- － 農業運営のために総合的病害虫管理 (IPM) 計画を実行している。
- － 農業運営で SIN (Substitute it Now!) リストに掲載されている殺虫剤を使用していない、またはその使用を撤廃する計画である。

世界的な食料安全保障

- － 新規農業プロジェクトを策定する際は、(新たな穀物を導入する、または地域の既存の穀物をバイオ燃料生産やその他の非自給自足農業活動に切り替えることによって) 地域の自給自足農業に対する潜在的な悪影響を避けて最小限に抑える。

家畜・家禽の飼育に関する追加基準

全ての農業企業に適用する基準に加えて、BNP パリバは家畜・家禽の飼育で下記の要件を満たしているか否かを判断します。

動物福祉

- － 国際金融公社 (IFC) の「畜産における動物福祉向上に関する適正慣行の覚書」に沿った運営を行い、特に畜産、畜舎システム、遺伝子学、品種選択に関する適正な経営慣行を採用する。
- － 「畜産動物福祉に関する企業のベンチマーク」が推奨する方針と管理システムを実行する。

3.2.2.2 種子／穀物生産企業に対する基準

食品の安全性と食料安全保障

- － 自社の種子／穀物の品質と安全性を証明できる。
- － 種子／穀物の利用、および特に遺伝子工学を取り入れた産物 (GMO) の場合にはその利用がもたらす結果に関する透明で包括的な情報を提供する。

現物の農産物の販売・取引業者に対する基準

サプライチェーンのガバナンスとトレーサビリティ

- － この方針のセクション 3.2.1 にある必須要件と相反しない企業から農産物を調達または取引するための方針を定める。

適正な商慣行

BNPP AM は農業企業に対して、農業セクターにおける主な環境・社会面の利害に関して国際的に認められたベストプラクティスに従うよう働きかけも行っています。グループとして、事業活動に応じて企業に下記を推奨しています。

- － 国連食糧農業機関 (FAO) の「土地保有権に関する責任あるガバナンスについての任意自発的指針」を順守すること。
- － FAO-OCED の「責任ある農業サプライチェーンに関するガイダンス」に従うこと。

- アグリビジネスおよび食料生産セクターに一般的なおよび特有の、世界銀行グループによる「環境・健康・安全ガイドライン」を順守すること。
- グローバル G.A.P.の会員になり、サステナブル・アグリカルチャー・ネットワーク（SAN）の基準に適合していること。
- 国際金融公社（IFC）の「畜産における動物福祉向上に関する適正慣行の覚書」を実行していること。
- 国連グローバル・コンパクトの「CEO ウォーター・マニフェスト」が定める「企業の水に関する開示ガイドライン」に従っていること。
- 消費財フォーラム（CGF）の「責任ある大豆調達ガイドライン」を順守していること。
- 農産物生産者は、自己の農地やプランテーションが「責任ある大豆に関する円卓会議（RTRS）」、「ベター・コットン・イニシアチブ（BCI）」、「Bonsucro」、「UTZ」（セクション 8 で定義）の原則・基準を満たしているとの認証を 2020 年までに取得するよう推奨されています。特に畜産農家は、「持続可能な畜産業システム」の基準（SAN）を満たしているとの認証を 2020 年までに取得するよう推奨されています。
- 農産物の一次加工業者・取引業者は、自社のサプライヤーに対して RTRS、BCI、Bonsucro、UTZ、SCPS の原則・基準を満たしているとの認証を 2020 年までに取得するように求める方針を定めるよう推奨されています。
- 森林管理業者と木材製品加工業者は、森林利権が森林管理協議会（FSC）または森林認証プログラム（PEFC）の基準を満たしているとの認証を 2020 年までに取得するよう推奨されています。

さらに、BNP パリバ自身が「森林破壊ゼロ」に取り組んでいます。

用語集

当指針では下記の定義が適用されます。

農業

農業生産システムにおいて地力維持（堆肥や肥料）、雑草管理（除草剤）、害虫駆除（殺虫剤、殺菌剤、殺線虫剤、殺鼠剤など）、および成長促進のために使用される化学物質。

絶滅ゼロ同盟（AZE）の指定保護地域

AZEは世界的な生物多様性保全組織の共同イニシアチブで、主な保護地域を特定・保護することで絶滅を食い止めることを目標としています。各地域は一つまたは複数の絶滅危惧種（EN）や近絶滅種（CR）の最後の避難場所となっています。AZE地域は全世界におけるEN種またはCR種の既知の個体数の95%超、あるいはEN種またはCR種の一生の中の一時期（繁殖期、越冬期など）における個体数の95%超を含みます。また、固有の特徴と特定可能な境界を持つため、AZE指定保護地域の喪失は野生の種の絶滅につながります。

<http://www.zeroextinction.org/index.html>

バイオ燃料

再生可能な植物・動物原料から作られるエネルギーの一種。バイオ燃料の例としては、エタノール（多くの場合、米国のトウモロコシ、ブラジルのサトウキビなどが原料）、バイオ・ディーゼル（植物油、液体動物油脂）、グリーン・ディーゼル（藻をはじめとする植物が原料）、バイオガス（動物の排泄物、その他の消化された有機物質から作られるメタン）があげられます。

販売業者

販売業者は農業投入物（肥料、農業機械など）を農業企業に販売します。

森林

0.5ヘクタール以上の広さがあり、樹冠被覆率が10パーセント以上で5メートル以上の樹木が育成している土地、あるいは自然状態でこの閾値に達する樹木が育成している土地。主に農業利用されている土地や都市的利用されている土地は含みません。

出所：国連食糧農業機関（FAO）

<http://www.fao.org/docrep/014/am665e/am665e00.pdf>

「自由意志による事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」

「自由意志による事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）」は、地域コミュニティ、特に先住民が自分たちに影響を及ぼす問題に関する意思決定に参加する権利を指します。国際開発におけるFPICの原則は、「先住民族の権利に関する国際連合宣言（UNDRIP）」に明確に記載されています。第10条には、「先住民族は自己の土地または領地から強制的に立ち退かされてはならない。関係する先住民族の自由意志による、事前の、十分な情報に基づく同意なしに、また正当で公正な補償に関する合意、および可能な場合は、帰還の選択肢のある合意がなされた後でなければ、いかなる転住も行われてはならない」と記載されています。

HACCP（危害要因分析・重要管理点）の原則

HACCPは食品の安全性、生産工程で発生する最終食品の安全性を損なう恐れのある生物学的・化学的・物理的危険に対するシステムティックで予防的なアプローチであり、安全レベルに対するこれらのリスクを低減するための対策を設定しています。

原則1 – 危害要因分析を実行

原則2 – 重要管理点を特定

原則3 – 危険度の限界を設定

原則4 – 重要管理点をモニタリング

原則5 – 是正措置を策定

原則6 – 認証

原則7 – 記録管理

HACCPシステムは、食品生産から包装・販売などの製造工程に至る食品チェーンの全段階で使用できます。

国際金融公社（IFC）の「畜産における動物福祉向上に関する適正慣行の覚書」

この覚書は、特に生産者が高品質で価値の高い市場セグメントにアクセスして参加し続けることを支援するために、責任ある将来を見据えた畜産に対するアプローチの策定に関する支援を顧客に提供するためのIFCの取り組みの一環です。また、動物福祉に対する幅広いアプローチに関する指針も提供しています。さらにこの覚書は、従来の畜産（乳製品、牛肉、若鶏、産卵鶏、豚、鴨）、および集中的で広範なシステムにおける水産養殖を網羅しています（ただし、この方針は水産養殖には適用されません）。
<http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/67013c8046c48b889c6cbd9916182e35/IFC+Good+Practice+Note+Animal+Welfare+2014.pdf?MOD=AJPERES> (December 2014)

総合的病害虫管理（IPM）

害虫に対処するための長期的な予防戦略で、生物学的防除（益虫や微生物の利用）、抵抗性品種の利用、代替的農業慣行の利用（散布、施肥、剪定）などの技法の組み合わせを伴います。IPMの目的は、害虫の成長条件を不利にすることです。農薬の使用は、害虫によって引き起こされる損害が農家の経済的に存続可能な水準を上回る場合に限りです。

国際自然保護連合（IUCN）のカテゴリーI～IV

IUCNの保護地域管理のカテゴリーは、その管理目的に従って保護地域を分類しています。このカテゴリーは保護地域を規定し記録するための世界的基準として、国連などの国際機関や多くの国の政府によって認知されており、政府が制定する法律に盛り込まれるケースが増えています。

- Ia 厳正自然保護地域
- Ib 厳正自然地域
- II 国立公園
- III 天然記念物
- IV 生息地／種管理地域

生物多様性重要地域（KBA）

KBAは国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種レッドリスト、バードライフ・インターナショナルの重要野鳥生息地（IBA）、プラントライフ・インターナショナルの重要植生地域（IPA）、絶滅ゼロ同盟（AZE）の指定保護地域からの情報を取り入れています。KBAは現地の利害関係者が2つの世界的な標準的基準（代替不可能度と脆弱性）を用いることによって、国家レベル・地方レベル・地域レベルで特定され、下記を含まなければならない。

- 一種または複数種の世界的な絶滅危惧種
- 世界的な保護地域またはその周辺地域に限定して生息する、一種または複数種の固有種
- 種が非常に集中して生息している地域（例えば、重要な滞在地、営巣地、保育・繁殖地域）
- 特有の生息タイプと種の群集を示す世界的に重要な例

詳細は下記をご参照ください。

<http://www.biodiversitya-z.org/content/key-biodiversity-areas-kba>

土地収奪

開発途上国における国内企業・多国籍企業、政府、個人による大規模な土地区画の購入または賃貸に関連する大規模な土地の取得を指し、論争を引き起こす問題となっています。

管理計画

管理計画とは、（回避、最小化、補償／相殺を通じて）特定されたリスクやそれが運営に及ぼす影響に対処して軽減すること、またその成果を監視・改善することを目的とする企業の取り組みやプロジェクトを集約したものです。通常、管理計画は運用手順に組み込まれます。

調達業務

生産者と供給者の間のサプライチェーン・サービスと商品管理。通常、調達者は主要市場への商品の流れを改善するため、生産者に流動性、現物資産、貯蔵能力を提供します。

パラコート

パラコートは極めて広範に使用される除草剤の商品名。即効性があり非選択的で、接触した緑葉植物の組織を破壊します。動物と人間に対する毒性があり、パーキンソン病の発症に関係しています。パラコートは米国では「使用制限」に分類され、認定散布者だけが使用できます。欧州連合では2007年以降は使用が禁止されています。

泥炭地

有機物質を少なくとも65%含み、深さが少なくとも50センチあり、少なくとも1ヘクタールの面積がある酸性の土壌（Driessen, 1978、Wösten & Ritzema, 2001）。

農産物の販売・取引業者

生産者と様々な産業を結びつける役割を担います。農産物取引業者は販売者と購入者（その他の取引・販売業者である可能性がある）の双方にサービスを提供するほか、適正な商品を適時に購入・配達するために必要な総合的な物流・流通を提供し、それに伴うリスクを管理する場合があります。

ポリカルチャー

自然生態系の多様性を模倣して同一空間で複数の穀物を使用し、単一穀物すなわちモノカルチャーの大規模な栽培を回避する農業。混作、間作、共作、益草の利用、および筋植え方式による樹木と農作物の栽培が含まれます。

ポリカルチャーはより多くの労働力が求められるケースが多いものの、モノカルチャーと比較して下記のメリットがあります。

- 穀物の多様性によってモノカルチャーが持つ病気にかかりやすい性質が回避されます。

・穀物の多様性が増すことで、より多くの種にとっての生息地が提供され、現地の生物多様性が高まります。これは生態系の調和、あるいは人間が生活する環境内での生物多様性の受容を示す一例です。また、生物学的害虫駆除の機能も果たします。

ロッテルダム条約

有害な化学物質の輸入に関する責任共有を推進するための多国間条約。

その目的は、人間の健康と環境を潜在的な有害性から保護し、有害化学物質の環境的に健全な使用に貢献するために、特定の有害化学物質の国際取引における締結国間での責任共有と協調的な取り組みを推進することにあります。

附属書IIIに掲載された化学物質には、健康・環境面の理由から締結国2か国以上で禁止または厳しく制限され、締結国会議で事前の情報に基づく同意手続きの対象として決定された農薬と工業用化学物質が含まれます。

附属書IIIには合計で47の化学物質が掲載されており、そのうち33が殺虫剤（非常に有害な4つの殺虫剤を含む）で、14が工業用化学物質です。

<http://www.pic.int/TheConvention/Chemicals/AnnexIIIChemicals/tabid/1132/language/en-US/Default.aspx>

SINリスト

SIN（Substitute it Now!）リストは、国際化学事務局（ChemSec）によって作成されました。このリストは、EUの化学物質規制であるREACH規制（化学物質の登録・評価・認可・制限に関する規制）が定めた基準に基づき、高懸念物質（SVHC）に特定された化学物質を掲載したデータベースです。

<http://sinlist.chemsec.org> で全リストを閲覧できます。

土壌の塩類化

灌漑を通じて土壌に供給される水は、穀物に取り込まれたり、土壌から直接蒸発したりします。この灌漑用水に含まれる塩分は、除去または分解されなければ土壌に残留して蓄積し、土壌の塩類化につながります。土壌の塩類化は土壌の肥沃度の低下によって甚大な影響を及ぼす可能性があり、世界各地の砂漠化の要因とみなされています。

出所：[http://www.fao.org/docrep/r4082e/r4082e08.htm#7.2.2soil salinity](http://www.fao.org/docrep/r4082e/r4082e08.htm#7.2.2soil%20salinity)

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）

環境の中で長期間にわたって元の状態のまま残留し、広い地域に拡散し、人間と野生生物の脂肪組織に蓄積し、人間の健康や環境に有害な影響を及ぼす化学物質から人間の健康と環境を保護するための国際条約。

残留性有機汚染物質（POPs）にさらされると、特定の癌、出生異常、免疫系・生殖器系の機能不全、病気発症リスクの高まり、中枢・周辺神経系へのダメージを含め、健康に重大な影響を及ぼす可能性があります。

<http://chm.pops.int/TheConvention/ThePOPs/ListingofPOPs/tabid/2509/Default.aspx>

トレーサビリティ

生産・加工・販売の特定の段階を通じて食品の移動を追跡する能力。トレーサビリティ／製品追跡ツールは、食品検査／認証制度の目的に応じて、（生産から販売に至る）フードチェーンの各段階で、食品がどこから来て（一段階前）どこに行く（一段階後）のかを特定できなければなりません。

（2006年国際食品規格委員会（コーデックス委員会：CAC））

ユネスコ世界遺産地域

人類にとって高い価値があるとみなされ、世界各地の文化・自然遺産に指定された地域で、世界遺産条約のリストに掲載される地域

<http://whc.unesco.org/en/list>

ラムサール条約登録リストの湿地

これらの湿地は1971年にイランのラムサールで採択された湿地条約（ラムサール条約）に記載される「代表的な、希少な、固有の湿地を含む湿地」または「生物多様性の保全にとって国際的に重要な湿地」と定義されます。

<http://www.ramsar.org/>

世界保健機関（WHO）のクラス1aまたは1b

世界保健機関の推奨農薬分類の下で、人間の健康に大きなリスクを及ぼす農薬に相当します。危険度1aは「非常に有害」、1bは「有害性が高い」とされています。

http://www.who.int/ipcs/publications/pesticides_hazard/en/

世界銀行グループの「アグリビジネスと食料生産に関するEHSガイドライン」

国際的な業界適正慣行に関する一般のおよび特有の事例を盛り込んだ技術的参考文書。環境・健康・安全性（EHS）ガイドラインには、一般に既存の技術によって妥当なコストで達成可能とみなされるパフォーマンス・レベルと対策が掲載されています。

http://www.ifc.org/wps/wcm/connect/topics_ext_content/ifc_external_corporate_site/ifc+sustainability/our+approach/risk+management/ehsguidelines

森林破壊ネットゼロ

金融機関環境イニシアティブ（BEI）は消費財フォーラムの「森林破壊ネットゼロ」の説明を踏襲しています。「森林破壊ネットゼロ」は世界自然保護基金（WWF）の下記ガイダンスから導出されています。

- 「森林破壊ネットゼロ」は、あらゆる場所での森林破壊の禁止を意味する「森林破壊ゼロ」と区別することができます。

- 「森林破壊ネットゼロ」は、一部の森林喪失が森林再生によって相殺される可能性があることを認識している。「森林破壊ネットゼロ」は森林伐採の全面禁止と同義ではなく、森林の正味の量、質、炭素強度が維持される場合は、土地利用構造を変更する余地が残されている。また、状況によっては、一つの場所での森林転換が持続可能な開発やより広範な景観の保全に貢献する場合もあるとの認識がある（例えば、保護地域の家畜の放牧が減少する場合、農地を地域コミュニティに提供するために緩衝地帯の森林地域の転換が必要になることがある）。

- ただし、「森林破壊ネットゼロ」は、原生林や自然林を生育の速い植林地に転換することで達成されるものではない。そのような転換は、目標に対する進捗状況を評価する際に森林破壊とみなされる。

「森林破壊ネットゼロ」方針を実行するためのアプローチでは、保護価値の高い（HCV）¹森林、または高炭素貯蔵（HCS）²とみなされる森林の転換の回避を優先事項とする必要があります。

¹ 作業の定義については<http://www.hcvnetwork.org/> を参照。

² 作業の定義については

<http://www.greenpeace.org/international/global/international/briefings/forests/2013/HCS-Briefing-2013.pdf> を参照。

石炭

BNPP AMは2020年から、(i) 一般炭の採掘、(ii) 石炭火力発電、に関係する企業を除外する方針をこれまでより一段と強化します。これはBNPP AMがアクティブ運用を行うオープンエンド型ファンドすべてに適用し、投資一任マンデートの既定の方針となります。

一般炭の採掘に関する新たな方針：BNPP AMは一般炭の採掘が収益の10%超を占める企業や、世界の一般炭生産量の1%以上を占める企業を除外します。世界の生産量に占める割合を制限することで、収益に占める石炭の割合が10%未満でも絶対ベースで有意な生産水準を占める企業も対象となります。

発電の炭素強度に関する新たな方針：BNPP AMは発電の炭素強度が2017年時点の世界平均（491gCO₂/kWh）を上回る全ての電力会社を除外します。BNPP AMはその後、国際エネルギー機関（IEA）の持続可能開発シナリオ（SDS）によって定義されるパリ協定に準拠した当セクターへの方針に従います。IEAのSDSは、電力会社に対して炭素強度を2025年までに327gCO₂/kWhまで低減することを求めています。このため、BNPP AMは企業に対して、当基準に沿ったペースで2020年から2025年までの間に炭素強度を低減するよう求め、それを実行しない企業を除外します。

BNPP AMは企業に対して、事業をパリ協定に沿ったものとするために、石炭採掘と石炭火力発電への依存度を低減するよう働きかけることの重要性を認識しています。したがって、要求される時間軸で石炭をベースとする事業をパリ協定に沿った水準に引き下げるために**信用できるコミットメント**を行っている石炭採掘企業と発電会社については、例外措置を検討します。コミットメントの信頼性を判断するには、石炭資産の処分計画、または低炭素の発電容量の取得計画を含む定量的・定性的基準を用い、経営陣による低炭素ビジネスモデルの優先度を考慮します。特定のガイドラインを今後策定します。2年以内の方針順守に向けたコミットメントを示す企業に対しては、半年に一度の頻度で例外措置をとります。**2年間という時間軸**を設定するのは、方針を順守するために石炭をベースとする事業へのエクスポージャー縮小にコミットする企業に対して、順守するための時間的猶予を与えることと、このコミットメントに対する緊急性と例外措置に対する信頼性を担保するために、明確で可視化できる期限を定めることの間でバランスを取るためです。

私たちがポートフォリオから石炭関連銘柄を除外する決定をなぜ行ったか、そしてその決定をなぜ今行ったかについては、3つの理由があります。

1. 気候変動問題に取り組むため

一般炭へのエクスポージャーが過大な企業を除外する決定は、私たちが2016年に行った「ポートフォリオを徐々に『気温上昇を産業革命前よりも摂氏2度高い水準を大幅に下回る水準に抑える』というパリ協定の目標に近づけてゆく」というコミットメントに沿ったものであり、その実現へのステップです。それは私たちの「グローバル・サステナビリティ戦略」の中心となるものでもあり、私たちは2025年までに同戦略に基づいて投資先を選定することにコミットしています。

気温上昇を摂氏2度未満に抑えるためには、温室効果ガスの排出を大幅かつ急速に削減する必要があります。現在世界的に行われている石炭の使用方法では、この目標は達成できません。実際、石炭の燃焼は地球温暖化にとって単独としては最大の要因となっており、そのほとんどが火力発電用です。したがって、石炭から排出されるガスを削減することが、パリ協定に沿ったエネルギー・システムに移行するために最も効果的な方法なのです。国際エネルギー機関（IEA）の持続可能な開発シナリオ（SDS）によると、排出ガスの削減を世界的にパリ協定に沿った経路で進めるためにエネルギー・セクターが2025年までに削減しなければならない排出ガスのほぼすべて（全排出量3ギガトン中2.8ギガトン）は、火力発電における石炭の使用を停止することによって削減可能です。

1. 大気汚染を減らし、人間の健康を向上させるため

当指針は**大気汚染と人間の健康への影響**についての懸念が高まっていることに対応するものでもあります。世界保健機関（WHO）によると、毎年約 420 万人が大気汚染によって亡くなっています²³。下記がその原因です。

- o 発電に関連する二酸化硫黄（亜硫酸ガス）排出量の 4 分の 3 は石炭の燃焼によるものです。
- o 発電に関連する窒素酸化物排出量の 70% は石炭の燃焼によるものです。
- o 発電に関連する PM2.5（微小粒子状物質）排出量の 90% は石炭の燃焼によるものです。

²³ WHO, Air Pollution, 2019をご参照ください。

2. 座礁資産リスクを避けるため

当指針は、気候変動が大幅に緩和されるシナリオにおいて、化石燃料関連資産が座礁資産となるリスクを管理する必要性に対応するものでもあります。石炭は炭素含有量が大い上に石炭消費の 73%が発電用であり、より安価な代替手段が増えつつあるため、近い将来に石炭資産が座礁資産となるリスクは**石油や天然ガスよりも大きい**といえます。

- **政策リスク：**多くの欧州連合諸国（英国、オランダ、フランス、フィンランド、イタリア、そして直近ではドイツ）で石炭の段階的廃止が発表されましたが、補償政策は必ずしもすべてのコストをカバーするわけではありません。他の地域では、気候変動と公衆衛生を理由に今後 10 年でこうした経緯を辿るとみられます（発電における石炭の段階的廃止をすでにコミットしている国や地域は 24 に上ります）²⁴。炭素の排出量に価格付けを行うカーボンプライシングも今後 10 年でこれまで以上に広く採用されるとみられます。
- **テクノロジー・リスク：**再生可能エネルギーの競争力は一段と増しており、一部の地域では、風力発電や太陽光発電のコストは新規の石炭発電設備よりもすでに安価になっているだけでなく、既存の石炭発電設備よりも安価になりつつあります。再生可能エネルギーのコスト低下が続き、カーボンプライシングが普及するため、世界の発電市場では今後 10 年でこうした状況が広く見られるようになるでしょう。
- **政策とテクノロジーとの良好なフィードバック・ループ：**補助金という公共政策からの強力な支援を受けて、再生可能エネルギーにはここ 10 年で巨額の資金が配分されました。それによって規模の経済が実現し、より意欲的な目標によって再生可能エネルギーのコスト面のスケールメリットを一段と高めることが可能となります。こうしたフィードバック・ループは、エネルギー貯蔵技術の開発促進に伴って繰り返し発生する可能性があります。
- **商品価格リスク：**米国を中心とする一部の地域では、すでに割安な天然ガスによって石炭が市場から退場する可能性が概ね織り込まれています。
- **炭素の捕捉と貯蔵：**炭素の捕捉・貯蔵技術は、長年にわたって石炭の救世主とされてきましたが、再生可能エネルギー革命とエネルギー貯蔵の経済性が向上したことで、スケールメリットを生むために必要な投資を呼び込むことができず、地球規模の解決策となる可能性がなくなったと思われます。

二酸化炭素強度：これは、一定期間（通常は 1 年）に発電所が排出する二酸化炭素量とその発電所が生み出す電力量との比率に関係します。例えば、この比率は gCO₂/KWH で表されます。

²⁴ Greenpeace, Global Shift, October 2017をご参照ください。このレポートは、発電における石炭の段階的廃止をコミットした22の地域（10の国、米国の7州、北京やニューデリーなど多くの都市）をリストアップしており、その後、イタリアとドイツがリストに加わりました。

問題性兵器

背景

BNPP AMは、各国が自国を防衛し、国家の安全を守る権利があることを認めています。一方で防衛分野には、(1) 一部の兵器の位置付け、(2) それらの潜在的な最終用途、(3) 汚職リスクに関連した特有のリスクが存在することも認識しています。

- (1) 問題性兵器：こうした兵器は無差別な影響を及ぼし、不当な損害や障害をもたらします。クラスター爆弾、対人地雷、生物化学兵器、核兵器など特定の問題性兵器は、国際条約で規制されています。
- (2) 非問題性兵器が無責任に使用される可能性：軍事・治安・警察用機器が最終的に無責任に使用される可能性が、この分野の重要な問題で、それゆえに国際的監視下に置かれたり、国際的制裁を受けたり、武器取引が禁止されたりする国があります。私たちは欧州の主要金融機関として、欧州連合（EU）理事会の正当性を認識しており、EU理事会はEUに対する重大な問題や脅威として、テロ、大量破壊兵器の拡散、地域紛争、国家破綻、組織犯罪の5つを挙げています。これら5つの脅威のうちの4つで中心的な役割を果たすのが違法な武器取引、特に小型武器の取引です。さまざまな実行段階でのイニシアチブは、武器が抑圧的な政権やテロリスト・グループに渡ることを防ぐことが目的です（武器の禁輸、EUの「武器輸出に関する行動規範」や「武器貿易条約」）。BNPP AMは、最も慎重な対応を要する国に関係した取引を調べるために監視措置を強化しています。小型武器の取引が国際条約で対応できるようになるまで、グループでも小型武器に関する取引を監視します。
- (3) 汚職リスク：BNPP AMは、国際的な武器取引が特に汚職やマネーロンダリングのリスクにさらされていることも認識しています。非問題性兵器の取引は独裁政権や腐敗した政権だけでなくテロリスト・グループの資金調達源となる可能性があります。そのため、私たちはグループとして汚職やマネーロンダリングと闘う模範的取り組みを行うというコミットメントに従って、監視・規制措置を強化しています。こうした措置を設けることによって、支払いが追跡可能であること、商業仲介機関や仲介銀行の透明性が担保されていること、商品の行き先や最終購入者が既知であること、商業仲介機関に支払われる価格や手数料に矛盾した点がないことを確認します。

該当企業

BNPP AMは問題性兵器を「無差別な影響を及ぼし、不当な損害や障害をもたらす兵器」と定義しています。クラスター爆弾、対人地雷、生物化学兵器、核兵器など特定の問題性兵器は、国際条約で規制されています。

「問題性兵器」という概念は時間とともに変化する可能性があります。当指針の公表時点では、BNPP AMは下記の兵器を「問題性兵器」と認識しています。

- 対人地雷：1999年3月に発効したオタワ条約は対人地雷の使用を禁止しています。
- クラスター兵器：2008年に採択されたクラスター弾に関する条約（オスロ条約）は、クラスター爆弾の使用、貯蔵、生産、移譲を禁止しています。
- 核兵器：1968年に調印され、1970年に発効した核不拡散条約（NPT）は、核兵器の拡散を抑制することを目指しています²⁵。
- 生物化学兵器：1972年に署名された生物・毒素兵器禁止条約（BTWC）と1993年に署名された化学兵器禁止条約（CWC）は、生物化学兵器を禁止しています。
- 劣化ウラン弾：現在、国際条約は存在しませんが、BNPパリバは劣化ウラン弾に関する一部の利害関係人が懸念を抱いていることを認識しています。

²⁵ 核不拡散条約で核兵器の保有を認められている北大西洋条約機構（NATO）加盟国における政府管轄の核兵器プログラムに対して、BNPP AMは例外を設けています。



ある子会社で上記の兵器に関する活動が一つでも行われた場合、当該子会社の過半数の持分を保有する直接親会社も問題性兵器に関係していると考えられます。同様に、問題性兵器に関係している会社が過半数の持分を所有している子会社も問題性兵器に関係していると考えられます。

さらに、BNPP AM は下記の種類の機器や活動に関係している企業には投資しません。

- EUが作成した「死刑、拷問、その他の残虐、非人間的または自尊心を傷つける扱いや処罰」を目的とすること以外の実用的用途を持たない物品の一覧に載っている機器を生産または売買する企業。EU理事会規則No1236/2005はこうした物品の輸出を禁止しています²⁶。
- 国連、EU、米国またはフランスが課した武器や内的抑圧機器の禁輸措置の違反に意図的に関係したとこれらの国や機関が認定した企業。

必須要件

BNPP AMは、「問題性兵器」の生産、取引、貯蔵や、問題性兵器に関するその他の活動に関係している企業へ投資することを望みません²⁷。

BNPP AMが問題性兵器に関係していると考えられる企業は、下記のような企業です。

- 問題性兵器やそのために特別に設計された部品（専用部品）、および兵器の機能に必要な部品（重要部品）を生産、取引、貯蔵する企業。
- 問題性兵器に特化した支援、技術、サービスを提供する企業。

ある子会社で上記の兵器に関する活動が一つでも行われた場合、当該子会社の過半数の持分を保有する直接親会社も問題兵器に関係していると考えられます。同様に、問題性兵器に関係している会社が過半数の持分を所有している子会社も問題兵器に関係していると考えられます。

さらに、BNPP AM は下記の種類の機器や活動に関係している企業には投資しません。

- EU が作成した「死刑、拷問、その他の残虐、非人間的または自尊心を傷つける扱いや処罰」を目的とすること以外の実用的用途を持たない物品の一覧に載っている機器を生産または売買する企業。EU 理事会規則 No1236/2005 はこうした物品の輸出を禁禁止しています²⁸。
- 国連、EU、米国またはフランスが課した武器や内的抑圧機器の禁輸措置の違反に意図的に参加したとこれらの国や機関が認定した企業。

主な用語の定義

対人地雷：人間の存在、接近、接触によって爆発するように設計され、一人または複数の人間を無力化または殺傷する地雷（1997 年のオタワ条約による定義）。

武器貿易条約：国連の武器貿易条約（ATT）は、小型武器から戦闘戦車、戦闘機、軍艦に至るまでの通常兵器の国際貿易を規制する多国間条約であり、通常兵器の違法取引を阻止・根絶し、通常兵器の流出を防ぐことを目的としています。ATT は 2013 年 4 月 2 日の国連総会で採択され、2014 年 12 月 24 日に発効しました。

生物兵器：細菌兵器（生物兵器）および毒素兵器の開発、生産および貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する多国間条約（1972 年）に従って、次のように定義されます。

- 予防・保護その他の正当な平和的目的を持たない微生物などの生物学的作用物質や毒素で、起源、生産方法、種類、量を問わない。
- このような病原体や毒素を敵対目的や武力紛争で使用するを意図した兵器、機器または運搬手段。

化学兵器：化学兵器の開発、生産、貯蔵、使用の禁止ならびに廃棄に関する多国間条約（1993 年）に従って、次のように定義されます。

²⁶ 死刑、拷問、その他の残虐、非人間的または自尊心を傷つける扱いや処罰のために使用される可能性のある一定の物品の取引に関するEU理事会規則No1236/2005を修正した2014年7月16日付EU委員会実施細則No775/2014。

²⁷ 核不拡散条約で核兵器の保有を認められているNATO加盟国における政府管轄の核兵器プログラムに熱心に貢献する企業は例外となっています。

²⁸ 死刑、拷問、その他の残虐、非人間的または自尊心を傷つける扱いや処罰のために使用される可能性のある一定の物品の取引に関するEU理事会規則No1236/2005を修正した2014年7月16日付EU委員会実施細則No775/2014。

- (a) 有害化学物質やその前駆体。ただし、上記の条約で禁止していない目的があり、種類や量がその目的に合致する場合を除く。
- (b) 上記 (a) で規定された有害化学物質の毒性を通じて殺傷することを目的として特別に設計された武器弾薬や装置で、こうした武器弾薬や装置の使用によって有害化学物質が拡散される。
- (c) 上記 (b) で規定された武器弾薬や装置の使用と直接的に関連して使用することを目的として特別に設計された機器。

クラスター爆弾： それぞれの重量が 20 キログラム未満の爆発性の子爆発体を複数まき散らす、または発射することを目的として設計された通常爆弾（クラスター爆弾に関する条約（2008 年）による定義）。

問題性兵器： 問題性兵器は時間とともに変化する可能性が高い概念です。当指針の公表時点では、BNPP AM は下記の兵器を「問題性兵器」と認識しています。

- (a) 対人地雷：1999 年 3 月に発効したオタワ条約は対人地雷の使用を禁止しています。
- (b) クラスター兵器：2008 年に採択されたクラスター爆弾に関する条約（オスロ条約）は、クラスター爆弾の使用、貯蔵、生産、移譲を禁止しています。
- (c) 核兵器²⁹：1968 年に調印され、1970 年 3 月に発効した核不拡散条約（NPT）は核兵器の拡散を抑制することを目指しています。
- (d) 生物化学兵器：1972 年に署名された生物・毒素兵器禁止条約（BWC）と 1993 年に署名された化学兵器禁止条約（CWC）は、生物化学兵器を禁止しています。
- (e) 劣化ウラン弾：現在、国際条約は存在しませんが、BNPP AM は劣化ウラン弾に関して社会一般が懸念を抱いていることを認識しています。

劣化ウラン弾： 劣化ウランを内蔵する弾薬。

金融活動作業部会： 金融活動作業部会（FATF）は、マネーロンダリングとテロリストの資金調達を防止する国内および国際政策を発展・推進させることを目的とした政府間機関です。

内的抑圧： EU の武器輸出に関する行動規範では、「内的抑圧」を「『人権に関する世界宣言』や『市民的小および政治的権利に関する国際規約』などの人権に関する国際的文書に規定されている通り、特に、拷問などの残酷かつ非人間的で自尊心を傷つける扱いや処罰、略式または恣意的な処刑、強制失踪、恣意的な拘留、およびその他の人権や基本的自由に対する重大な侵害を含む」と定義しています。

内的抑圧機器： 当指針が対象とする「内的抑圧機器」は、内的抑圧で使用される可能性のある「治安および警察用装備」の特定部分と理解すべきです。EU の武器輸出に関する行動規範では「内的抑圧機器」を「内的抑圧のために使用される可能性のある機器であり、特に、提案された最終使用者が内的抑圧のために当該機器または同様の機器を使用した証拠のある機器、または事前に明記された最終用途または最終使用者ではなく内的抑圧のために使用されると信じるに足る理由のある機器」と定義しています。このカテゴリーに含まれる機器の種類を明確にした一覧表はありませんが、特定の国に制限措置を課す EU の規制には内的抑圧機器の禁輸対象となる機器一覧を明示するものもあります³⁰。

²⁹ 核兵器不拡散条約で核兵器の保有を認められている NATO 加盟国における政府管轄の核兵器プログラムに熱心に貢献する企業は例外となっています。

³⁰ 例えば、シリアの状況を踏まえた制限措置に関する 2012 年 1 月 18 日付 EU 理事会規則 No 36/2012 の附属文書 I、またはルカシェンコ大統領およびベラルーシの特定当局者に対する制限措置に関する 2011 年 6 月 20 日付 EU 理事会規則 No 588/2011 の附属文書 III を参照。

軍装備品：最新の EU 共通軍事リストに掲載される軍事技術や軍装備品の輸出を規制する共通ルールを明確にした EU 理事会共通見解 2008/944/CFSP で取り上げるすべての備品³¹。

核兵器：核エネルギーを制御しない方法で放出でき、軍事目的の使用に該当する一連の特性を持つ装置（ラテンアメリカおよびカリブ核兵器禁止条約（1967 年）における定義）。

転用リスク：防衛・治安装備の非認定使用者への譲渡、および重大な人権侵害を犯す非道な方法で装備を使用または使用の恐れがある認定使用者への譲渡（武器貿易条約第 11 条もご参照ください）。

治安および警察用装備：治安および警察用装備とは、武器、技術、訓練など治安部隊や警察部隊を機能させる物品やサービスを指します。これには、小型武器、軽量兵器、弾薬、暴動鎮圧用装備、警察車両、監視装置のほか、治安部隊や警察部隊が受ける訓練も含まれます。

小型武器および軽量兵器（SALW）：小型武器には、回転式連発拳銃、自動装填式拳銃、ライフル銃およびカービン銃、突撃銃、短機関銃、および軽機関銃が含まれます。軽量兵器には、重機関銃、携帯式アンダーバレルおよび据置式擲弾発射機、携帯式対空砲、携帯式対戦車砲、無反動ライフル銃、携帯式対戦車ミサイル発射機、ロケット・システム、携帯式対空ミサイル発射システム（MANPADS）、口径 100 ミリ未満の迫撃砲が含まれます。また、下記の弾薬や爆発物も含まれます。小型武器用カートリッジ（銃弾）、軽量兵器用破裂弾およびミサイル、単動式対空および対戦車システム用ミサイルまたは破裂弾の可動コンテナ、対人および対戦車用手榴弾、地雷、爆薬³²。

兵器：一般的に兵器は「戦闘や戦争で攻撃・防衛用に使用される機器」と定義されます。レーダー、双眼鏡、非武装トラックなどの機材は兵器と見なしません。

³¹ 本資料の発行時点における最新の EU 共通軍事リストについては、<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/FR/TXT/PDF/?uri=OJ:C:2015:129:FULL&from=EN> を参照。

³² <http://www.un.org/Depts/ddar/Firstcom/SGreport52/a52298.html> に基づいています。



アスベスト

背景

「アスベスト」とは、微細な繊維状のケイ酸塩鉱物を指します。アスベストは耐火性、断熱性、防音性、絶縁性、機械的耐性、耐薬品性、弾力性などの物理化学特性に優れているため、工業用途や商業用途で長期にわたって使用されてきました。

アスベスト繊維を吸入するのは人体にとって危険で、石綿肺症や癌などの深刻な病気を引き起こす可能性があります。こうした病気は、最初のアスベスト暴露から発症までに最大40年かかることもあります。

アスベストは130年以上にわたって大量に使用されてきました。フランスにおけるアスベストの消費量は1973～1975年にピークに達しました。

該当企業

こうしたガイドラインは、アスベスト鉱山やアスベスト繊維生産施設の所有企業や運営会社としてアスベストに関わっている企業に適用されます。

必須要件

BNPP AM は、アスベスト鉱山やアスベスト繊維生産施設を所有または運営する企業へ投資することを望みません。

主な用語の定義

「アスベスト」とは、微細な繊維状のケイ酸塩鉱物を指し、下記のような種類があります。

1. 緩結合または非結合（粉末状）のアスベスト

- バラ詰め断熱材や噴霧用に短く切った繊維（フロック）の形で断熱材として用いられるバラ原料アスベスト。一部の古い鉄骨ビルで見られます。
- パイプの断熱材、個人用防護具、電気配線などに使われる織りアスベストまたは編み上げアスベスト。
- 暖房器の断熱材、つり天井、密封材、耐火性隔壁などに使われるアスベスト紙またはアスベスト板（厚さは5～50 ミリ）。
- 主にフィルターに使われるアスベスト・フェルト。

2. 接着アスベスト

- 石こうモルタル、強力接着モルタル、接着剤、石こう補修コンパウンドなどに加えるアスベスト粉末。
- 波形板、外壁シート、換気ダクト、パイプなどさまざまな建設資材に使用されるセメントと混ぜ合わせたアスベスト（アスベスト・セメント）。特に、旧式のプレハブ建築に見られます。
- 塗料、ニス、シーリング材、断熱材などに入れられる無機充填剤。
- 密封剤、コーティング剤、家庭用品、プレーキ・ライニング、クラッチ・フェーシングなどに使用されるプラスチックに加えるアスベスト。
- 屋根の防水剤、錆止めコーティング剤、路面材などに使用されるアスファルトに加えるアスベスト。

下記の国を中心に 50 か国以上がすでにアスベストを禁止しています。

1. 欧州

- 欧州連合に加盟する 27 か国の他に、アイスランド、ノルウェー、スイス、トルコ。
- クロアチアは 2006 年にアスベストを禁止する決定を下しましたが、その決定が覆りました。しかし、同国は欧州連合の加盟候補国であるため、アスベストを近々禁止する賢明な選択をする予想されます。

2. 北米および中南米

- アルゼンチン、チリ、ホンジュラス、ウルグアイ。
- 米国における法的な状況は複雑です。アメリカ合衆国はアスベストを概ね禁止していますが、完全な禁止ではありません。2007 年 10 月 4 日、米国上院はアスベストの輸入と使用を禁止する法案を満場一致で可決しました。しかし、米国環境保護庁（EPA）が 1989 年に出した禁止令は控訴裁判所で一部が覆りました。
- ブラジルでは、サンパウロ州、リオデジャネイロ州、リオグランデ・ド・スル州、ペルナンブコ州（注：これら 4 州でブラジルの人口の 40% を占めます）を含む複数の州で禁止令が出ています。
- 2010 年 6 月 9 日に調印された共同宣言（原文（スペイン語）参照）で、アルゼンチン、ボリビア、ブラジル、チリ、エクアドル、パラグアイ、ペルー、ウルグアイ、ベネズエラの厚生相は、アスベストの危険性を強調し、（アスベストをまだ禁止していなかった国は）アスベストを禁止するコミットメントを行いました。

3. アジア

- サウジアラビア、バーレーン、ブルネイ、韓国、イスラエル、日本、ヨルダン、クウェート、モンゴル、オマーン、カタール、トルコ。
- シンガポールや台湾など一部の国では、アスベストの使用を中止させる厳重な制限を発令しました。
- タイ（注：タイはアスベストの最大消費国の 1 つです）の全国保健大会は、2010 年 12 月 16 日にアスベストを禁止する決議を採択しました。しかし、禁止決議はまだ発効していません。

4. アフリカ

- 南アフリカ、アルジェリア、ガボン、エジプト、モザンビーク、セーシェル。

5. オセアニア

- オーストラリア、ニューカレドニア。
- ニュージーランドはアスベスト原料の輸入を禁止しましたが、理論的には、アスベストを含む製品の輸入はまだ合法です。



鉱業

背景

鉱業セクターはほとんどの経済セクターにとって欠くことのできない鉱物資源を提供しています。世界の人口増加と、ほとんどの先進国で人々が享受しているのと同水準のインフラ、サービス、商品を求める発展途上国の人々の期待という 2 つの要因により、鉱物資源に対する世界の需要は増加する一方、入手可能な鉱物資源は次第に減少し、徐々に入手が困難になっています。

また、多くの国では鉱業セクターが国庫収入に占める割合はきわめて高く、こうした国では収入、雇用、インフラ整備、生産支援の点で鉱業の責任ある発展が重要であることは間違いありません。

しかし、こうした観点は、鉱業に特有の ESG（環境・社会・ガバナンス）リスクとバランスを取るべきです。鉱業に特有のリスクとして、水利用と水質（特に、水不足になりやすい地域）、廃棄物の発生、地域の大気汚染と温室効果ガスの排出、土地利用と生物学的多様性に与える影響、人権への影響（土地の埋め立て、労働環境、地域コミュニティの健康と安全、人口流入、物理的または経済的再定住、先住民の生活と文化的アイデンティティに与える影響）、および利益共有問題（地域の雇用創出や地域の経済・社会発展への貢献など）などがあげられます。

該当企業

こうしたガイドラインは、鉱業資産を保有し、その鉱業資産の探査、開発、運営に関係している企業、グループ、合併企業に適用されます（こうした企業は、鉱業資産が全資産の大きな割合を占めます）。

必須要件

BNPP AM は、下記のような企業へ投資することを望みません。

- フランス、欧州連合、米国または国連が経済制裁を課している国に本部を置く企業。
- 児童労働や国際労働機関（ILO）が定義する強制労働を利用している企業³³。
- 健康や安全に関する企業レベルでの過去の記録を提供できない企業。
- アスベスト採取に関係している企業。
- 水利用、廃棄物、温室効果ガス排出に関する実績や土地の埋め立てに関する戦略について、要求に応じて企業レベルの情報を開示または提供できない企業。
- 山頂除去採掘方式を採用している企業。

主な用語の定義

カーボン・ディスクロージャー・プロジェクトとウォーター・ディスクロージャー・プロジェクト：カーボン・ディスクロージャー・プロジェクト（CDP）は独立した非営利団体（NPO）で、企業や都市による温室効果ガスの排出削減や持続可能な水利用を推進しています。CDP は企業と協働して手法を確立し、気候や水に関するデータ（温室効果ガス排出量、水利用、汚染など）の開示や管理を推奨しています。また、投資家と協働して、気候変動、水不足、洪水、汚染に関連するリスクや投資機会を評価します。

採取産業透明性イニシアチブ（EITI）： <http://eiti.org/> EITI は天然資源関連企業からの資金の流れの透明性を確保する世界標準で、各国政府、企業、市民社会団体、投資家、国際機関による連合です。

強制労働：脅迫や刑事上の制裁、権利や特権の喪失などの処罰を受けた者が強要され、その者が自ら申し出たものではない労働やサービス（強制労働に関する ILO 条約（第 29 号）2001a）。

³³ ILO 条約第 138 号「就業が認められるための最低年齢に関する条約」（1973 年）、ILO 条約第 182 号「最悪の形態の児童労働の禁止のための禁止と即時行動に関する条約」（1999 年）、ILO 条約第 29 号「強制労働に関する条約」（1930 年）。

高保護価値（HCV）地域：高保護価値地域とは、高い保護価値を維持またはさらに向上させるために適切に管理する必要のある重要な地域を指します。HCV 地域には主に 6 種類あります。

- 価値の高い生物学的多様性（固有種、絶滅危惧種、退避地）が集中して見られ、世界的、地域的または国家的に重要な場所を含む地域。
- 世界的、地域的または国家的に重要で広大な地域であり、（すべてではなくても）ほとんどの自然発生種の生存可能な個体群が生息し、分布や個体数が自然なパターンとなっている地域。
- 希少な、脅威や危険にさらされている生態系の中にある、またはそのような生態系を含む地域。
- 危機的状況で基本的な生態系サービス（流域保護や浸食制御など）を提供する地域。
- 地域コミュニティの基本的ニーズ（必要最低限の生活や健康）を満たす上で重要な地域。
- 地域コミュニティの伝統的な文化的アイデンティティーにとって極めて重要な地域（そのような地域コミュニティの協力の下でアイデンティティーが維持される、文化的、生態学的、経済学的、宗教的に重要な地域）。



-

たばこ

背景

約180か国がたばこの規制に関する世界保険機関（WHO）枠組条約に署名しています。新たな規制や増税を通じてたばこを入手しにくくすることで、2025年までにたばこの消費を30%削減することを目標としています。2017年9月には、私たちの責任投資方針の基礎をなす国連グローバル・コンパクトが、たばこの生産・製造業者をメンバーから除外すると決定しました。重要な点は、この決定が国連の持続可能な開発目標（SDGs）の第3項目、「あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」を直接支持していることです。公衆の健康に深刻な影響をもたらす企業に資金を提供する資産運用会社としての説明責任を考慮して、BNPP AMは2017年後半にたばこセクターを投資対象から除外することを決定しました。既に私たちのすべての社会的責任（SRI）ファンドからたばこを除外していますが、主流とする投資からも完全に除外することが重要だと考えています。この決定は、BNPパリバ・グループによる「たばこ企業に関連する投融資業務を停止する」という発表に沿ったものです。

たばこは、アルコールやジャンクフードなど、世間で懸念されている他の商品とは多くの点で異なります。

- 公衆衛生
 - たばこが原因で年間700万人が死亡しています。
 - 89万人の非喫煙者 – うち28%は子供 – が受動喫煙の影響で死亡しています。
 - 喫煙を減らすための行動を起こさなければ、21世紀中に世界で10億人が、たばこが原因の健康問題で死亡する可能性があります。
- 人権侵害
 - たばこ生産に従事する15か国の労働者の最大60%は子供です。
 - サプライチェーンでは、安全講習が実施されていない例が多く、様々な疾病を引き起こす恐れがあるニコチンや有害化学物質に農民や子供がさらされないようにする基本的な器具さえ十分に備えていないなどの問題が指摘されています。
 - 住環境の悪化。国際的に認識されている基準に違反する例が多く見られます。
- 多大な経済コスト
 - 世界で年間2.1兆ユーロ。これは対テロ戦争のコストとほぼ同額です。これは非財務的な決定であるため、実施することで私たちの顧客に代替投資手段を模索するとともに実施コストを最小限に抑える余地を徐々に与えます。この決定は私たちの事業にとって長期的なメリットがあります。
 - 議論の多い銘柄の保有に関連するレピュテーション・リスクの低減。
 - BNPP AMが責任ある経済の推進を積極的に支援していることを実証。

該当企業

たばこ企業: 私たちはたばこ製造業者を除外しています。

必須要件

BNPP AM はアクティブ運用ファンドの投資対象からたばこを除外します。これは、2002 年に SRI ファンド第 1 号を設定して以来、持続可能なポートフォリオに適用してきた方針の延長線上にあります。

この決定は BNPP AM の責任投資への取り組みの一環として行われたもので、環境、社会、ガバナンス（ESG）のリスク管理を含めた受託者責任を組み入れています。段階的に実施することで、顧客はその間に適切と判断した場合に代替投資手段を模索する時間を持つことができます。

たばこが原因で年間 700 万人が死亡していることから、公衆衛生、人権侵害、ならびにたばこ関連の多大な経済コスト（WHO によると世界で年間 2 兆ユーロ超と推定）をめぐる懸念を考慮してこうした決定を行いました。約 180 か国が署名したたばこの規制に関する世界保険機関（WHO）枠組条約は、新たな規制や増税を通じてたばこを入手しにくくすることで、2025 年までにたばこの消費を 30%削減することを目指しています。2017 年 11 月に BNP パリバ・グループは、たばこ企業に関連する投融資業務を停止すると発表しました。



「BNPP AM は、主流とする投資からたばこを除外する最初のグローバル資産運用会社のひとつです。」と CEO のフレデリック・ジャンボンは述べるとともに、次のように続けました。「主導的立場にある運用会社として、事業のあらゆる分野で責任ある投資家であることにコミットしています。私たちは、主な世界的問題の解決のために長期資本が重要な役割を担うことを認識しており、投資対象からたばこを除外するアセットオーナー、保険会社、年金基金が増えていることを踏まえ、たばこがもたらすリスクに国際的な懸念が高まっていることを考慮しています。私たちは確固たる意思をもって長期投資に取り組み続けるとともに、投資先企業の経営陣に対して顧客の利益を代弁し、投資に関連する問題について経営陣とエンゲージメントを行い、より責任ある経済のために積極的な取り組みを継続していきます。」



ご留意事項

- ◆ 本資料はBNP PARIBAS ASSET MANAGEMENT France（以下、「BNPP AM」）が作成した情報提供用資料を、BNPパリバ・アセットマネジメント株式会社（以下、「BNPP AMJ」）が翻訳したもので、特定の金融商品の取得勧誘を目的としたものではありません。また、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ◆ BNPP AMJは、翻訳には正確性を期していますが、必ずしもその完全性を担保するものではありません。万一、原文と和訳との間に齟齬がある場合には、英語の原文が優先することをご了承下さい。
- ◆ 本資料における統計等は、信頼できるとされる外部情報等に基づいて作成しておりますが、その正確性や完全性を保証するものではありません。
- ◆ 本資料中の情報は作成時点のものであり、予告なく変更する場合があります。
- ◆ 本資料中の過去の実績に関する数値、図表、見解や予測などを含むいかなる内容も将来の運用成績を示唆または保証するものではありません。
- ◆ BNPP AMJは、記載された情報の正確性及び完全性について、明示的であるか黙示的であるかを問わず、なんらの表明又は保証を行うものではなく、また、一切の責任を負いません。なお、事前の承諾なく掲載した見解、予想、資料等を複製、転用等することはお断りいたします。

